

第十九回国会
衆議院

文部委員会労働委員会連合審査会議録第一号

(四六七)

昭和二十九年三月十七日(水曜日)
午後三時十五分開議

文部委員会

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 勝六君 理事竹尾 式君

委員外の出席者

文部事務官 近藤 直人君

労働事務官 中西 実君

文部事務官 石井 昂君

労働事務官 横田重左衛門君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

文部事務官 浜口金一郎君

労働事務官 浜口金一郎君

〇辻委員長

これより文部委員会、労働委員会連合審査会を開会いたします。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

自主性を擁護することを目的とする。

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校、若しくは中等部をいう。

第三条 この法律において「教育職員」とは、校長(中学校、高等学校又は義務教育諸学校の小学校又は中学校にあっては、当該部の属する小学校、中学校又は義務教育諸学校の校長とする)、教諭、助教諭又は講師をいう。

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん助の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん助してはならない。

2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育を含むものとする。

(罰則)

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(処罰の請求)

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 国立の義務教育諸学校にあっては、当該学校が附屬して設置される国立大学(当該学校が国立大学の学部(附屬して設置される場合には、当該国立大学)の学長

二 公立の義務教育諸学校にあっては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が、特別区である場合には都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所管するその執行機関)

三 私立の義務教育諸学校にあっては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手続は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「同法第三十一条から第三十八条まで及び第五十二条」を「第三十一条の三第一項並びに地方公務員法第三十一条から第三十五条まで、第三十七條、第三十八條及び第五十二条」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等)

第二十一条の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第二百二条第一項の例によるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一類第七号(附属の二)

文部委員会労働委員会連合審査会議録第一号

昭和二十九年三月十七日

第一

第二十九条第一項第一号中「この法律」を「この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律」に改める。

第三十六条第二項但書中「公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。以下同じ)に勤務する職員以外の職員は、及び「公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区域の区域)外において、」を削る。

第五十七条中「公立学校」を「公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。以下同じ)に勤務する職員は、及び「公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区域の区域)外において、」を削る。

○辻委員長 通告順に質疑を許します。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 私は労働委員といたしまして、現在かつておりますこの両案について、主として団結権あるいは他の労働組合との関連において、さらに若干の法律論についてお尋ねしたいと思つてお尋ねいたします。

まず第一に、われ／＼しつとがこの法案を読みます場合に、何か学校の先生というものは、一足す二は三になり、まりはまるくて四角は四角だ、犬が西に向けばしつぽは東を向く、こういったようなことしか教えられるのではないのか、こういうような危惧を持つものであります。現在社会科学指導

要領にいたしまして、現実直視の態度とかあるいは社会を進展させる態度というふうな要領がございます。従来の専制時代の場合と異なりまして、現在ではむしろむしろ知らしむべからずの政治ではないと思ひます。民主政治というものはやはり高いレベルの意識を求めている。この上立つて初めて民主政治は確立されると思つておりますが、こういった民主政治の再出発を決定した日本におきまして、教育基本法の第一号がすでにそれをうたつており、第八号の一項はそれに基づいて規定されていると思つておりますが、一体政府はこの法案を提出して愚民政策をとらうとしておられるのではなからうか。それに対してまず第一に文部大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 教育基本法第八号一項によりまして、明らかにわが国の教育におきましては良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えることを基本として考へておられる、この点は疑いをいれぬところであります。従つて政治あるいは思想の問題につきましても、十分これを批判し判断する、さうな教養を身につけさせるといふことはきつめて大切なことであります。ただ特定の政党を支持したり、特定の政党に反対したりするやうな教育、その場合に於いてさういふ教育があつてはならぬといふことは、八条の二項に規定しておるところであります。今回提出をいたしました法律案におきまして、その八条二項のわくの中で最もテ

イビカルな、典型的なものにつきましてそれを教唆扇動する行為を取締る、こういうことでありますから、従来の教育方針に何らの改訂を加えておるものでなくて、むしろ従来の教育方針のその精神を確保するために必要な法律案として提出したわけでありまして、

○多賀谷委員 教育基本法の第一号は申すまでもなく教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない、そのように書いてありますが、これはやはり正常な主義政策というものをある程度批判的に行わなければ、この目的を完遂することはできないと思つております。そこで必然的に政党を支持し、または反対するに至らざるに足る、こういう問題、さらに制約事項といつたしまして「良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要限度をこえて、」ここに非常に問題があらうかと思つておりますが、一体これはどういふやうに反対をするのか、これは恣意的に判断をされる可能性がある、かように考へるのですが、文部大臣はどういふやうな考へであるか、お答えを願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 もちろん政治上のゆたかな知識、あるいは批判力、判断力を与える、これはきつめて重要なことであります。しかるにそれをまだ義務教育諸学校でありますから、いわば判断力のない小さい子供であります。その子供に一方的な主張だけを植えつけ、特定の政党を支持せざるを得ないやうな教育をする、これは良識ある公民たるに必要な政治的教養を被棄するものであります。批判の能力を失はせて、そして一方づける、こういうことでありますから、その意味において

政治的教育を与える限度を越え、これは過剰しとお説みになつてもいいのであります。むしろ逆に、その公民たる良識を破壊するやうな一方的な教育をする、これはいけない、そういうことをさせないための立法であります。

○多賀谷委員 これは事実問題として、限度を正確に判断するといふことがきつめてむづかしいと考へるのであります。許容と禁止の限界がはなはだしく不明確でございます。ここに私はこの行為を教唆扇動し、それに対して処罰するといふことは罪刑法定主義に違反しはしないか、この点に対する文部大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 罪刑法定主義は法律に規定のないものを犯罪とし、あるいはまた法律に準拠せずして刑罰を科してはいけない、罰は罰、刑は刑として法律によらざるべからずという趣旨であると思ふ。何れこれはその主義に違反するものでないことは明瞭であります。

○多賀谷委員 犯罪が構成する場合に、その犯罪を行わんとするものは違法論認識がかなり必要でございます。そこでこれはいまだ申すまでもないことでございますが、一七八九年のフランス宣言に於いておる、さらにその源はイギリスの大憲章に流れをくんでおるわけですが、近代刑法の歴史をながめてみますと、これを破つた国には二つの国がある、二つの政府がある、一つはソビエト連邦であり、もう一つはナチス刑法であります。すなわちソビエト刑法の第十六条は「社会的に危険なる行為にして、本法に直接其の規定なきものに付ては、本法中性質

上当該行為に類似せる犯罪に付規定せる条項に準拠して、其の責任の基礎及範圍を定む」といふつてきつめて濫用しやすい類推解釈の規定を認めておる。さらにナチスの刑法はやはり旧ドイツ刑法の二条を改正して次のように書いておるのであります。「法律上罰すべきものとして規定せられたる行為、又は刑罰法規の基礎概念及健全なる国民感情に依り処罰に値する行為は之を罰す。行為に直接適用すべき刑罰法規なき場合に於ては、当該行為は基礎概念が之に最もよく適合する法規に依て之を罰す」といふことを書いておるわけでありまして、私は今度の法案提出に際しましては／＼なことが言われており、また政府から出されました資料によつても事実無根なことが資料として流されておるということを聞いております。

そこで私は思ひ起すわけですが、一九三三年一月二十八日にシュライヘル内閣が開議いたしました。ヒトラーその他の連立政権をつくりました。その際に三月五日に総選挙が始まるということになりました。そこでヒトラーは何とかして共産党を弾圧して総選挙に臨もうとした。そこでオランダのならず者の元共産党員のファン・デル・ルツベという人間を雇つて来て、国会議事堂に放火させておるのであります。従来ドイツでは国会議事堂に放火させても終身刑であつて死刑ではなかつた。この大逆罪に對しまして一九三三年内閣をとり、三月二十九日に選及をして大逆罪を死刑に採用し、この男を死刑に処してあります。そして総選挙に臨んで二百八十の議席をとつてかようなことをし、ワイマール共和国憲

法を蹂躪した。私はこういう歴史的な陰謀の事実を見るときに、ここに政府が出しておりまうところの資料の中には、高知県山田高校の問題、岩手県の一関小学校、愛知県湯田郡神戸村田原小学校、高知県の須崎高等学校、岐阜県の恵那郡内の小中学校、こういうところの報告が全然無根である、こういうことを聞いておる。しかも田原小学校のごときはこういう学校がない、こういうことを聞いておるのです、一体こういうような学校の資料を出して、そうしてこういう法律をつくるというのはナチスのやつたのと同じだ、私はかように考える。これに対して罪刑法定主義をどういうように考えられておるか、お尋ねしたい。

○大達國務大臣 なるほど今のナチスの立法は罪刑法定主義に反しておるようでありまう。この法律は何にも関係がない、何をもちつてそれと同様なんと言われるか、明瞭におつしやつていただきたい。

○多賀谷委員 私は罪刑法定主義の精神を蹂躪しておる。こういう点において同じである。しかも事実なき資料を持つて来て法案の審議の資料にしておるといふことは、これは政治的陰謀であると考えらる。これに対して文部大臣の御所見を承りたい。

○大達國務大臣 あなたのお話は罪刑法定主義のお話であるか、事実でない資料を出したところのお話であるか、明瞭でございませう。罪刑法定主義についてたゞいま申し上げた通り、何をもちつてこれが罪刑法定主義に反しておる立法であるか、私はあなたとは考えが違ふのであります。

次に資料についてこれを事実無根ならとあなたは断定せられておりますが、何をもちつてきような断定をされまうか。

○多賀谷委員 では田原小学校という学校がございませうか。

○大達國務大臣 これは委員会においても申し上げました。ミス・プリントでありまう。田原東部小学校というミス・プリントであります。

○多賀谷委員 高知県の高等学校の先生方が文部大臣に会われたときに、資料が間違つておれば訂正するということとは、間違つた資料があつたということとを事実裏書きされておると思ひますが、そういう事実はなかつたかどうか。

○大達國務大臣 私は裏書きは一向してない。もし私が事実無根であつたといふことを確認すれば、それは何となくでもそれを訂正するにやぶさかでないといふことを言つて、それを言つたからといつてなぜそのことが事実無根と承認したとおつしやるか。

○多賀谷委員 この審議は十分時間のある文部委員会であつていただきました。

私はさらに次の法律論に入りたいと思ひますが、まず第一にこの法律は目的犯であると考えらるのですが、では未必要の故意についてどういふような関係があるかお尋ねしたい。

○大達國務大臣 目的と故意とは違ひます。故意は単純なる犯罪事実に対する認識でありまう。ただ認識する以上はその故意を特定な目的をもつてする場合に、目的罪として成立するのであります。

○多賀谷委員 大臣が直接答へられなくともいいですが、大臣の答弁は的的

ずれてございませう。実は普通一般故意でなくては、故意の中に未必要の故意が入つておる。ですからこれもこれは目的犯であるから未必要の故意が入らないといふのが普通の解釈でありまう。でありますからこれに対してどういふようにお考えであるか、これをお尋ねしておるわけでありまう。

○大達國務大臣 未必要の故意という意味でありまう。それは私、聞き違ひでございませう。目的犯だから多くの場合に未必要の故意といふものはこの場合にはない場合が多いと思ひます。しかしかりにその目的をもつていたとしても、未必要の故意といふものはあり得ると思ひます。しかしこれは刑法上の問題でありまう。それから、それ、その方面の専門の人の説明があろうと思ひますが、多くの場合に未必要の故意といふものはこの場合には存在しないのが普通であると思ひます。

○多賀谷委員 大臣でなくとも政府委員でもいつておるのですが、多くの場合と何となくおつしやるのは、これは非常に重大なる問題であります。犯罪になるかならぬかという問題であります。でございませう。これは事務当局でもいつておるのですが、お答え願ひたいと思ひます。従来一般の犯罪は未必要の故意は入つておる。ところが目的犯といふのは、未必要の故意は入らぬといふのが通説であります。でありますから、そういうふうにして言つておるのではないのです。私は興奮して言つておるのではないのです。ありますから、ひとつ冷静にお答えを願ひたい。

○大達國務大臣 たゞいま申し上げましたように、未必要の故意は目的犯の場合には通常存在しない、あなたが

しやつたと同じことを申し上げる。

○多賀谷委員 私が伺ひした通り確認してよろしいですか。――では次にお尋ねしたいと思ひますのは、教唆とは何であるか、教唆と扇動との區別、教唆は実行の行為の決意を必要とするかどうか。この点をお尋ねいたします。

○緒方政府委員 決意を生じたことは必要といひません。教唆は一定の行為の実行の決定を生ぜしめるに足りる行為でございませう。現実決意を生じたことは必要としないと思ひます。

○多賀谷委員 その点はきわめて問題があると思ひます。それは行為は着手しなくても、教唆犯は従属犯ではなく、独立犯ですから、これはわかる。ところが、独立犯としてこの実行の決意を生ずる場合――生じなければ、私はこれは独立犯としての教唆犯の実行の着手はないと考えるわけですが、ですからこれについてどういふようなお考えであるかお尋ねをいたしたい。

○緒方政府委員 ここに申します教唆は、その意思表示が相手方に到達することは必要でございませう。それだけであつて十分でございませう。相手方が決意を生ずるといふことは必要でないといふふうには解釈いたしております。

○多賀谷委員 それは文部省だけでなく、政府としての全般的な考え方でしょうか。

○緒方政府委員 さようでございませう。

○多賀谷委員 では、扇動と教唆との區別をどこに求められておるかお尋ねいたしたい。

○緒方政府委員 たゞいま申しました

ように、一定の行為の実行の決意を生ぜしめるに足りる行為でございませう。通常特定少数人に対して行われる場合でございませう。扇動は、一定の行為の実行の決意を生じさせ、またすでに生じております決意を助長するやうな勢いのある刺激を与えることと解釈いたしております。そういたしまして、通常不特定または多数の人に対して行われる、かような場合を指しております。

○多賀谷委員 扇動の場合は不特定多数、こういうことですが、私はむしろ、実行の決意をなしたかどうか、その必要があるかどうかというところに、教唆と扇動というものが區別されるべき類型があるのではないかと考えるわけでありませう。これは刑法の従属犯が本人の実行を必要としない、そうすると、決意を必要としない、これは、これは日本の刑法上飛び離れた議論であらうと思ひます。これは私だけの考えでなく、學者がみな言つておるのですが、これに対して十分な研究をされてどういふようにお話になつておるか、お尋ねをいたしたい。

○大達國務大臣 この点は法務省との間にも事務当局の間で打合せが済んでおりますし、その他教唆扇動を独立罪として規定した場合においては、従来ともその解釈で政府としては参つておるのであります。従属犯としての教唆は、なるほど正犯が未遂であつても成立しない場合には、従属犯といふものは生じない。従つて教唆に基いて決意を生ぜしめたという事実がなければ、その場合従属犯についての教唆といふものは成立しないはずで

しこの場合は教唆それ自身をもつて独立罪と規定してあるのでありますから、その教唆の内容を持つた意思表示が相手方に到達すれば、相手方が決意を生ずるかどうかがそれはかわらない。それで犯罪としては成立する。かように考えておるのであります。従属犯としての教唆の場合と独立罪としての教唆を規定した場合、そこにそれだけの違いがあると考えておるのであります。

○多賀谷委員 もともと私も従属犯と独立犯との教唆は違ふと思うのです。それは当然ですが、実行の決意といふことまで必要とするという観念は、どうも納得できません。これは非常にこまかい問題ですけれども、事実問題としてはかなり大きい問題であらうと思うのです。きょうは時間がないので、別の機会にぜひひとつ徹底的に検討してみたいと思います。

次に具体的な事例でお尋ねいたしましたと思います。それはこの前公述を私が聞いておりましたところ、何か今度の教育の政治的中立確保に関する法律案は、日教組を対象にしていけないのではないかと、いろいろなお話がありました。私は、私はどうしても日教組をどちらからも対象として考えておると思うのであります。そこでお尋ねいたしたいのですが、ある人が日教組という団体を通じて今規定をされているような教唆運動を行った、こういう場合におきまして、日教組自体は事実問題としてかからないかどうかお尋ねいたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは具体的な事例について判断するほかにないと思ひますが、しかし抽象的に言えば、日教組は何らそれについて関知するところなく、何人かが日教組というものを利用して、さような教唆運動をした、こういう場合には日教組の關係者には關係ないと思ひます。ことに日教組のそれ關係を持つた人々が、目的罪でありますから、さような目的を持たない場合には、やはりその点からも該當はしない、こういうことにならうと思ひます。

○多賀谷委員 この独立犯たる教唆運動に対して共犯がございますでしようか。

○大達國務大臣 教唆運動という行為自体を犯罪として考えておるのでありますから、その教唆運動に關係をして、またさらにそれを教唆したり、あるいは共同したり、そうすれば当然共犯といふものはあり得るわけですが。

○多賀谷委員 そこでお尋ねいたしたいのですが、一応日教組でも何でもよいのですが、そういう団体を通じて活動をするということになりまして、やはりその団体の構成員は世話をすると、人を集めるとか、何かやつていくわけですが、そうすると、これが本法によつて独立犯たる教唆運動が成立するといふことになりまして、その世話をした人は従犯になる、共同正犯にならずとも、従犯になるでしよう。そういうことになつて結局この法律にかかるときには日教組を通ずるのだから、必ず日教組はその独立犯たる教唆犯の従犯あるいは共同正犯に問われる。大体普通の場合には日教組の団体を通ずれば、必ず日教組が共犯にかかると、こういうことになりはしないかと思ひますが、どうでしようか。

○大達國務大臣 多くの場合、これは日教組のそれに関係している人が共犯

關係が成立する場合が多からうと思ひます。その意味においてはもちろん共犯が成立するわけでありまして。

○多賀谷委員 でありますから、私はこの法律はどう見ても日教組を通ずるという行為によつて、やはり日教組が知らぬ顔をしておつたといつても、その中の構成員が人を連れて来たりするのでありますから、日教組といふものが共犯でやられる、こういうことになると考へる。ここに私はこれは恐るべき法律であると考へるわけですが、それで私はさらに日教組について申し上げた、一般労働組合との關係について申し上げたい。MSA反対とか、あるいはいろいろなことですが、それがどう認識をされるか別ですけれども、一応こういう事項に該當する、こういうことになると、むしろ「何人」といふのは、私は他の労働組合の方が實際問題として非常に多いのではないかと考へるのですが、その点についてはどういふ認識であるか、これは労働省にもお尋ねいたしたいと思ひます。

○大達國務大臣 他の労働組合が多いといふことは、他労働組合を通じて……。

○多賀谷委員 日教組を通じてです。

日教組を必ずしも対象としてはいないのでありますが、しかし日教組が、これは非常に困るというものであれば、これはやむを得ないことであつて、日教組が困るうがだれが困るうが、そういう邪悪な行為はこれを禁止したいといふのがこの法律の精神であつて、日教組が困るから恐るべき法律とは思つておりません。

○中西政府委員 これは学校の職員を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用する場合でございまして、一般の労働組合には大して關係はないのじやないかと考へます。

○多賀谷委員 労働省がそういう認識では非常に困るのです。これは歴史的なものであらうと思ひます。私はこの日教組を孤立化せんとする分断政策、これは現在の政府の労働政策である、かように断言したいのですけれども、そこには御議論があらうと思ひますが、これは歴史的なものである。すなわち一九二六年のあの英国のゼネスト後にやほりこういう法律が一九二七年にできております。これは日教組だけではないのですが、公務員は他の労働組合と一緒に加盟することはできない、公務員だけの労働組合ならこれは結成することでもできるけれども、公務員が他の労働組合と一緒になつて、そのような組織をつくつてはならないという法律が一九二七年にできた。その法律は天下の悪法であるといわれて、一九四七年に廃止されてなくなつてゐる。そのときに次のように言つてゐる。(直つたからだ)と呼ぶ者あり直つたからじやない、よくなつたのでもない。この法律は結局どういふ効果があつたかといふと、そのときは一九二六年の二月十二日、下院で検事總長のハートレー・シヨークロスという人が次のように言つてゐる。結局この法律で効果のあつたのは、法律が労働大衆の不利になつるやうに復讐的につくられてゐる、法廷といふものは労働大衆に對抗しているという感情しかこの法律は与へなかつた、であるからこの法律は廃止をするんだ。これは直つたのでも何でもないのであります。そういう点について、私はこの法律は日教組の分断政策ではないかと考へるのですが、労働省並びに文部大臣はどうお考へであるか、お尋ねいたしたい。

○大達國務大臣 これはその團結する組合に対して何らの制肘を加へるものではないと思ひます。これは日教組に限らず、この法律に書いてありますように、「何人も」とあるものでありますから、何人たりとも特殊な政治的目的をもつて教唆を鼓吹しようとするやうなことをする者があればそれを取締る、こういうのでありますから、その規定ができたために日教組が分断されるとか、あるいは組合活動ができなくなるか、そういうことは当然にそこから来る結果ではありませぬ。日教組が教唆運動しなければどういふ成り立たないのだというなら、これは話は別であります。

○中西政府委員 この法律は結局は義務教育における政治的中立を確保するという趣旨に出ていると思ひますので、組合の分裂政策その他とは別個の問題であるといふふうに考へております。

○大達國務大臣 これは具体的な事例について判断するほかにないと思ひますが、しかし抽象的に言えば、日教組は何らそれについて関知するところなく、何人かが日教組というものを利用して、さような教唆運動をした、こういう場合には日教組の關係者には關係ないと思ひます。ことに日教組のそれ關係を持つた人々が、目的罪でありますから、さような目的を持たない場合には、やはりその点からも該當はしない、こういうことにならうと思ひます。

○多賀谷委員 労働省としては、そういう全般の労働行政というものを考えて、あらゆる法案にタッチするべきである。文部省も自分のことだけ考えれば、よそはどうでもいい、こういう態度はやはり国務大臣として十分考慮していただきたいと考えるのであります。これは孤立化するおそれがある。私はかように考えるわけでありまして、そこで私はお尋ねしたいのです。文部大臣はやはり文部委員会のこの席で、日にちを忘れましたが、日教組は政治団体である、こういうような答弁が町村さんの質問に対してあつた。文部大臣としては現在のところそう思う、こういうふうな言われましたが、そこでお尋ねしたいと思ひます。この法律に書いてある「特定の政党その他の政治的団体」というのは、日教組を含むものであるかどうかお尋ねしたい。

○大達國務大臣 私は実質的には政治団体と同じものだと思う、これは日教組の実体についての話でありましたから、そういうふうにお答えしたのであります。今日の法律の解釈の上で、これが政治団体として取扱われるものかどうか、これはおのずから別個の問題であります。言うまでもなく刑罰法令はいやしくも拡張解釈を許されないのでありますから、最も慎重に解釈しなければならぬ。日教組が政治団体であるかどうかというのを一般的に認定することは、少くとも文部省の役ではありません。これは実質的に政治団体であるから、従つてこの法律にいうところの政治団体というものに該当するかどうかということ、日教組が一般的に政治団体であるかどうかということを認定する役所もありましよう、また実際の問題としては、これが裁判に係属した場合には、裁判官の判定によつてきまるものであると思う。私はただ日教組がその実体において政治団体、むしろ進んで政党とほとんど選ぶところなき団体である、こういう日教組の実体、動向についての意見を言つただけであります。

○多賀谷委員 これはきかぬ重大な発言であると思う。今われわれが政治団体とどういふものか、こういうことを審議している際に、日教組は政治団体だ、私は文部大臣としてそう思う、こう言われたのでは、これは別の機関といわれまふけれども、教育委員会あるいは学長が請求権を持つていふ。あなたはこれらに対する指揮監督権はないと思ひますが、文部省の意向というものは事実問題としてこれに非常に影響があるわけだ。あるいは日教組が考える、こういうことにも問題があると思う。いやしくも政府で、検察庁というものは政府で、検察庁は行政機関として政府が流すならば、当然政府の意見は検察庁の意向である、こういうふうに、現在の刑罰法規の状態からいへば、考えられるのです。そうすれば、文部大臣であるあなたが、政治団体であるという認定をされることは、私はそれは別個の機関がやりになるからというのでは済まされたいと思う。でありますから、私はこれを十分聞きましておかなければならぬが、この法律では政治団体と考えられないと私は解釈するので、どうですか。

○大達國務大臣 今日政治団体であるかどうかということ、当該団体の屈出の有無によつて、一切の取扱が行われていようであります。その実体というよりも、政治団体としての屈があれば政治団体、屈出がなければ政治団体として扱われておらぬというものが、実情でありましよう。私は政治団体を対象として何らかの法制がしかれる場合には、当該団体が自発的に屈出をするかせぬかということによつて、解釈が二、三になるようなことになくして、その実質に基いて認定をされる、実質に基いて団体として扱われるかどうかということがきまる、ということを希望しておるのであります。

○多賀谷委員 どうも不明確ですが、私は屈出によつて単にきまるものではないと思ふ。こういう形式的な論議をする観念は持たない。こういう御意思であると思う。そうすると実質的にきまる。その実質は自分は政治団体であると思ふのだ。こういうことになりまふと、日教組という職員団体が、いわゆる職員団体の勢力拡張のためにだれか入らぬかと云つて行ふ行為が、この第三条違反の行為になる、こういうふうにあなたの立論からいへば考えられるのですが、これはたいへん問題だと思ふのです。どういふようにお考えですか。

○大達國務大臣 この法律は、御承知のように義務教育の学校の子供に特定の政党その他の政治団体を支持し、または反対させる教育を行うことを教唆、煽動することを禁ずるのであります。でありますから、日教組がかりに政治団体の組合員の加入を勧誘するとか、そういうようなことは、何も教育の政治的中立の確保に関する法律案の関するところではございませぬ。

○多賀谷委員 加入を勧誘するという私の言葉じりをとられました、そういうことだけでなく、日教組というのは団結権を持つて、そうしてこの団結権があれば、労働条件が非常に増すのだと考える。そういうことで、自分の先生たちの団体を支持する、そういうことがいけぬということになる、たいへんなことである。これは団結権の侵害である。憲法二十八条の侵害である。あなたは法理論として、この政治団体というものを日教組と考えるならば、この法律案は根本的に考え直さるべきだと思ふ。これは憲法二十八条の団結権の保障ができていない。かように考えるのですがどうですか。

○大達國務大臣 日教組は何も法的の根拠のない任意団体であると私は思つております。

○多賀谷委員 それは労働組合法上の根拠はありません。しかしそれは違ふんです。団結権というものは、何も労働組合法上の根拠だけではない。公企労法の職員団体が、地方公務員法の職員団体という規定がある。これはやはり憲法の二十八条の規定から淵源がある。ですから私は労働組合とは言つておられません。当然日教組は二十八条の団結権の保障によつて職員団体というものが認められ、団結権が認められておるから、これは団結権の侵害ではないかと考えるわけです。

○大達國務大臣 何も団結権を侵害するとか何と云ふ問題ではない。子供に一定の教育をしてはいけない。そういうことを教唆煽動してはいけない。こういう規定でありまして、日教組の団結権とは、かりにありとしても何らの関係はないと私は思ひます。

○多賀谷委員 日教組が政治団体であるというこゝにならまふと、これは日教組の先生方が教壇から教えること——これは日教組の構成員です。日教組の政治団体が直接自分の団体を通じて教えるというのですから、これは二つが一つになつておるのですから、あらゆる行動が全部第三条にかかると、かように考えられるわけだ。主と客とが一つになるとお話をなつておるわけだ。両方とも政治団体です。ですから、こゝでいう政治団体というものが日教組であるというならば、その次の構成する団体も日教組ですから、当然教壇から教える行為は、ほとんどこの三条に違反すると思ふので、そこであなたは自分の言つた政治団体は、第三条の政治団体の意味ではないといふことをはつきりおしやつていただきたい。そうしなければ重大問題が起ると思ふのです。

○大達國務大臣 学校の先生は、共産党の人もありましようし、自由党の人もありましようし、改進黨の人もあるだらうと思ふ。それがあつたら、学校の先生がかりに共産党員であつたら、当然にその学校における教育は共産党的教育をし、またそうしなければならぬ、そうするのがあたりまえだ、こういうふうなことを前提にしてのお話のようであります。日教組の組合員であるからといって、子供に日教組の主張しておる政治的主張をつぎ込むといふことはいけないことである。

○多賀谷委員 私は共産党員、社会党員、自由党員といふことを言つておる

のではないのです。政治団体というのが日教組であると言われるならば、何人も——何人といつても先生ですが、先生も教育を利用し、特定の政党というのは日教組ですから、日教組の政治的勢力の伸張または宣伝に資する目的をもつて日教組の組織または活動を利用して云々となるわけであります。ですから、共産党とか社会党とか、自由党とか、これは問題は別です。日教組のこと自体を宣伝すること、このことが私はもうすでに第三条違反になると思ふのです。

○大達國務大臣　目教組が政治的団体なりとして、その目教組を支持し、また反対することを何で子供に教える必要がありましようか。それは困るのであります。

○多賀谷委員 どうして困るのですか。法律で保障された団結権、それに基いた職員団体のことを支持させるといふのが困るといふのはどういわけですか。

○大連國務大臣 各政黨とも合法政黨である限りは法律上の存在であります。しかしながらこの法律は、また基本法第八條二項は、それが合法的であるからといって、子供にこれを注入してもいいとは言つていない。片寄つてはいけないうということ言つておる。これは教育から来る特殊の關係からそうなるのであります。日教組が合法的団体であらうとも、あるいは憲法の上で固結が保障されておらうとも、それがゆゑに子供に日教組の一方的な主張を教え込んでいいというりくつはつかないのであります。

○多賀谷委員 政治的主張でなくとも、労働条件を向上する意味における

○多賀谷委員 政治的主張でなくとも、労働条件を向上する意味における

職員団体の主張をしても、それはこの法律に違反するという考え方になるわけですか。

○大國國務大臣　日組が政治的団体なりやいなやという認定の場合に一番問題になるのは、それが労働団体、職員団体としての面を持つておるということ、並びにそういうことをまたさらに離れて、いわゆる教育者のアソシエーションであるという面を持つておる。そういうことが判定の上にならざる議論のある点だと思います。この法律は、政治的な偏向を教育の面に、教

室にもたらないことを目的とする法律であります。従つて日教組の経済的な団体としての活動、そういうものについて説明をいたしましても、少くともこの法律のねらつておるところとは違ふのでありまして、さような教唆煽動を罰しようということは、少くともこの法律の趣旨ではありません。

○多賀谷委員　それはむしろそうおつしやるのならば、政治団体としては考え

られない、こうおつしやつた方が私は妥当であると思う。どうも大臣はえらくしづつておられるのですが、今審議をしておるときに、これは日教組は政治団体と言われれば、その次の構成するものも日教組であるということになれば、たいへん法律である。ですから日教組は非法団体であるから取締るといつた方が早いと思うのですが、いかがですか。

○大連国務大臣　これは私の当時の速記録をよく、ごらんになればわかるのですが、日教組の実態はどうかという質問に対して、これは本会議でも言つたのですが、日教組はその実質においてほとんど政治団体と選ぶところないも

のである。こういう実態を言つたのであつて、何もこの法律を日教組に適用するのだと私は言うのではないのです。そこは誤解のないようにしていただきたい。

○多賀谷委員　それでは次のように了承いたしましたと思います。この第三条の政治団体とは、日教組は含まないののだ、そういう意味を言つたのではなくて、政治的発言をしたのだ、こういう意味に了承して、次の質問に移りたいと思います。

次に私は、職員団体の問題を申し上げ

げたいと思う。(発言する者多し)今どこからか、それは団結権じやないと言われましたけれども、これは明らかに団結権である。労働組合法に掲げられている労働組合だけが団結権を保障されているではありません。その他に公労法あるいは公労法、あるいはさらに地方公務員法等に掲げてあります職員団体も、団結権から来ていると思います。この場合に、今度は地方公務員

方公務員であるものは、国家公務員法の適用を受けることになりましても、第七号あたりは当然適用外であると考

えるのですが、大臣はどういうよう
にお考えであるか、御答へ願いたい。
○**緒方政府委員** 教育公務員特例法の
改正法によりまして、ただいまお話の
ように、公立学校の教員であります
地方公務員は、国立学校の教育公務員
と同様に取扱つて参りますので、当然
国家公務員法百二条の規定を受けまし
て、これに基づきまして人事院規則の適
用を受けることになります。従いまし

て、だいたいお述べになりました人事院規則の第七号、これは目的でございますが、その目的に基きまして、別に次の項に掲げてあります政治的行為をいたしました場合には、当然規制を受ける、かような解釈になるわけであります。

○多賀谷委員　そういったしますと、自分の給与に関する条例その他の改廃の運動はできない、こういうことになる

わけですか。

○緒方政府委員 運動ができないというお話でございますが、かような掲げました目的をもちまして、人事院規則に定めております行為をしてはいけ

ない、こういうことであります。従いまして、意見を述べるとかいうふうなことは一向さしつかえないことであります。ここに禁止されておりまする政治的行為はいけない、こういうことであります。

○多賀谷委員　自分の給与を上げるという運動に署名してはいけないというが、主体は自分でありますから、自分がやらなければならぬ。人はいいが自分はいけないという考え方はどこか

ちも出て来ないと思うのですが、そう
 いう点はいかがですか。この点は、あ
 なた方が法文を書くときのミスです

か。

○緒方政府委員　ただいま申し上げましたように、この政治的行為の方は、よくごらんいただきますと、全部いけなないということではございません。ただいまお述べになりました、署名をするというようなことは、一向さしつかえないのであります。署名運動を企圖し、主宰し、指導し、その他これに積極的に参加することはいけません。署名

することはさしつかえない。さように
解釈しております。

○多賀谷委員 五項の七号ですよ。

「地方公共団体の条例の制定若しくは
改廃又は事務監査の請求に関する署名
を成立させ又は成立させないこと。」こ
れはいけない、とこういうのでしよ
う。

○緒方政府委員 それは繰返して申し
上げますように、そういう目的をもつ

て次にあります政治的行為をしてはいけない、かような規定でございます。今お話になりましたのは目的でございます。そういう目的をもつてやつてはいけない、こういうことです。

○多賀谷委員　そこでその次の十三になるわけです。次のような行為をしてはならぬ、こういうことになる。ですから、単に国家公務員の政治活動を適用さすということだけでは、実体が国家公務員ではないのですから、これはさわめて不合理な面が出て来ると思う。地方公務員であるものを、国家公務員法の適用をさすといつて、地方自治に関する問題を削除しないでそのまま残しておく、こういうことに私は問

○多賀谷委員　そこでその次の十三になるわけです。次のような行為をしてはならぬ、こういうことになる。ですから、単に国家公務員の政治活動を適用さすということだけでは、実体が国家公務員ではないのですから、これはきわめて不合理な面が出て来ると思う。地方公務員であるものを、国家公務員法の適用をさすといつて、地方自治に關する問題を削除しないでそのまま残しておく、こういうことに私は聞

残つておるのです。法律問題といたしまして、今私が申しましたことだけで

その道を断つようなおそれがあると私は思うのであります。こういう点こつ

せん。この点について認識が欠けてお
るのではないかと思うので、これから

はならぬのである。ことに教育に關連して申立生を呆持しようとするれば、

おやりになる、こういうことはあり得るでありましょう。しかしながわ、で

あるからして子供に対して自分の考え
方、あるいは片寄つた特定政党の主張
をつぎ込まなければならぬという必然
の關係は、私は起る筋合いはないと思
うのであります。いわんやこの法律は
先ほども説明がありましたように、個
個の先生の教育それ自身を対象とし
ておるものではありません。教員とい
うのはこの教員に教養勵勵という働
きをして、さような教育をさせよう
というその行為を対象としてこれを取
組む、こういうことであるのであり
まして、お話の点はごもつともと思
いますけれども、これはこの法律案と
は直接關係はないと私は思つておる
のであります。

○**弁護士会** この法律と関係がないとおつしやられたのでありますが、それでは具体的にお願いします。この法律の明らかなことと思います。この法律の規定に従いますとさつき申し上げたその先に「主たる構成員とする団体を含む」というふうに団体の説明が括弧の中にあつて、そうして「団体の組織又は活動を利用し、云々とございます。そうして教育の中立性を期待する内容になつておりますが、問題があるのはここにあります。もしこの組織というものがあるような見解であれば問題は別であります。話を進めます意味において、ここに書いてある組織とは憲法の団結権、団体行動権を意味するものであると私は思いますが、その辺の解釈を明らかにしていただきたい

でありますから、学校の職員がその構成員の過半数を占める団体、かように解釈いたしております。その組織を利用すると申しますことは、その組織でいろいろ意思の伝達をいたす場合があると思いますが、そういう伝達の系統等を利用して、外部から働きかけて教唆扇動する、そういうふうな意味に解釈しております。

○井堀委員　それで解釈がはつきりいたしました。この組織または活動を利用しということは、申すまでもなく今日教職員が団結し、団体行動を意味すること、言いかえれば教員組合あるいは何々労働団体といったような意味であると思うのであります。そこでこういう団体をつくるということは、先ほど来申し上げておりますように、今日の時代にあつてはこの道以外にこれらの個人の生活を守る道がございませぬ。そこでこういう道はどういう法律をもつても、この基本的なものを奪うことは許されぬわけであります。それをもし奪おうとするときには、それにかわるべき生活の保障の道が的確である場合でなければならぬはずであります。これはひとりこの法案だけに限つたことではありません。今日の公務員法にいたしましても、公企労法にいたしましても、やかましく論議されたところであります。こういう関係をぼつんと出して来ておる。今大達大臣の御答弁によりますと、これとあれとは別だ、こうおつしやられますが、そういう器用なことはできるものではございません。先生が自分の生活を守るために、たとえデモンストレーションをやつております。ああいうことは教員としては決して好む行為ではありませんまいと思

う。しかしああいう行為をあえて許すという現実が問題なのでありまして、そういう現象が解消してなおかつああいうことをやるなら、これは取締つたり、あるいは非難攻撃されてもしかたがないではありませんが、ここが大事なところである。政治というものと切り離して、こういう問題を考える場合は別です。技術屋であれば、とにかく法律のかつこうをなせばいいのですが、しかし生きた事実であります。ここに教育というものはどうお考えになつておるか知りませんが、ここに刑罰主義で、これに反した場合には一年以下の懲役に付する。体罰処分をもつてこういうものを取締ろうという考え方は、この前の問題を十分検討してからでなければならぬはずである。たびたび申し上げておりますように、教育の

とられるところの大臣の見解を伺いたいと思うのであります。

○大達國務大臣 この法律は教職員団体の組織ないしその活動に対して、何ら制肘を加え、これを否定するものではないのであります。教職員団体がその団体としてあるいはデモンストレーションをおやりになつても、この法律の関知するところではないのであります。この法律の結果、日教組が団体としての活動ができなくなる。その組織が破壊される。こういうことは全然ないものであります。ただ何人かがこの組織なり活動を利用して、特定の内容を有する行為の教唆扇動をする、その行為を取締つておるのであります。これは何ら団体を制肘し、団体の組織を否定し、その活動を制約するものではありません。

○井堀委員　たいへん議論の焦点が明らかになつて参りましたが、一体大臣は教職員の団体行動というものを機械的ににお考えになつておりはせぬか。ということとは、これは民間労働者の場合ならばきわめて明確であります。腹が減つて夜も目もわかないという言葉がございます。うちに帰れば家賃や米代でせきたてられていて満足な仕事ができるはずはありません。筋肉労働でさえそうだ、ましてやこゝういふ頭脳労働を、しかもその求めるところは非常に高いものであります。私もこの法律の一部が要請しておりますように、教育の政治的な中立性が維持されることを念願しておる一人である。ところがその中立を維持しようとするためには、さつき申し上げたように、現在の教員諸君の生活の基盤というものが問題になるわけであります。大達文部大

臣はこういう運動をこの法律で何も牽制するものではないと言っておりますが、そこが問題になる。明らかにこれは牽制されるのであります。牽制どころではなくて致命的な打撃を受ける、これがわからなかつたらこの法案を審議したことは意味をなさなくないと思ふのであります。そこで具体的ににお尋ねする方がよろうと思いますが、ここで問題になりますのは、さつきお尋ねいたしました組織と活動を利用してという言葉はきわめて簡単なものであります。しかし組織というものをどううと考えになつておるか、私お尋ねしようといします組織ということは、少くとも鳥合の衆であつてはならないわけである。一つの目的を明らかにして集まつておる団体であるわけでありませう。その目的は言うまでもなく今日の生活の維持改善が主要な目的であることは争ひ得ないのであります。でありますから、そういう団体に外部から教育はこうなければならぬということはい、しかしその教育がこうなければならぬということとは基本法の示すところと十分であります。それを守らなければ縛るぞ、しかも組織を通じ、あるいは組織的な活動を通じてこの種のものに対して動きがあつたときには罰するぞということになりますと、言うまでもなく教職という職業の内容がこの中のすべてであります。そのすべてのものを、こうしてはいかぬ、あしではいかぬという恫喝的な意味がありましては、これは決して正常な組織活動や自由な団体行動というものはあり得ぬのであります。これは私が説明するまでもなく大達大臣は労働組合法の第一

条をお説きになつておいでになると思ふ、労働組合法の第一条は労働者の団体の自由を保護するために、その行動は刑法の刑罰にも、あるいはその他の取締り法規からも救済されることをわざ／＼規定してあるものであります。このことはなほ、それは労働者の良識にまづいては、そのものを、このように規定してあるということ、日本の歴史があるわけであり、遺憾ながら日本の歴史は、諸外国の民主主義の歴史と異なりまして、きわめて封建的な時代に、日本の民主主義運動があつたことは事実であるけれども、目の目を見なかつた、ところが敗戦といふ、こういう皮肉な事実の後、いわば与えられた民主主義である。決して人民の意思によつて斗いつたものでないことだけは明らかである、与えられたものでありますから、そこには十分なものがあることはやむを得ぬのであります。でありますから、こういう十分はどうかから発生して来るかといふことは、言うまでもなく団体訓練、あるいは組織的な訓練が不足し欠如しておるからであります。民主主義はある学者によれば経験主義とも言つておるわけであり、その経験を尊重し、あるいはその主義を育成して行くことが、ここに使われおる組織であるとか、あるいは組織を通じてとかいふ意味になるべきものであります、むしろこれを刑罰のために通ずるような条文にするということとは逆コースというよりは、角をためて牛を殺す恐るべき結果になるのではないか、この法律で学校教職員というものが完全に政治的な中立を守るといふ

ことを、あなた保証できますか。私は逆だと思ふ。人間の意思や思想というものには法律や制度によつて縛ることはできない、この点に対する見解を、くどいようでありますが、明らかにしておきたいと思ひます。

○大連國務大臣 繰返して申し上げますが、日教組が職員団体として、その団体の構成員の経済的な事情を向上させる、その関係において、この法律は何も日教組の組織あるいは活動に干渉するところはないのであります。これは不可分のもののおつしやい、これは私が、私はそういうことは考えられないと思ふのであります。これは繰返して言うようであり、これは日教組の団体、組織活動を利用する何ものか、そういう行為を対象としておるものがあるから、日教組が、この規定があるために、賃上げ斗争ができなくなる、あるいはいほ／＼な労働団体としてのデモンストレーションが行えなくなるとか、生活権を守つて行くことができないとか、そういうことはこの法律のどこから出て来ないと思ふのであります。何ゆゑにそういうふうにおつしやるか、私にはわからな

い。いかなる労働団体といへども、その労働団体の組織を利用して、たとえば刑法その他に規定してある犯罪の教唆をする、暴動をする、あるいはその刑法に掲げられておる各種の犯罪といふものが、その形においてその組織を通じて利用して行われるとすれば、それは当然に規制せらるべきことであつて、それは組合本来の団体活動ではないと私は考へております。

○井堀委員 それでは大臣の今のお言葉で非常に私はふに落ちぬことが一つありました。それはこういうことで決して労働団体を拘束することではないといふことを主張されるために、あえて用いた言葉だと思ひますが、少くとも今日の時代に政権を担当され、かつ政府の閣僚の一人として、今のようない用意な言葉は私にはどうかと思ひます。ります。というのは、この法案は、またいふ／＼御説明をされると思ひますが、たとえば第三条の中にありますように、「教育を利用し」というその「利用し」は、だれが利用したかしないかを判断する立場は、この法律からいふと決して教員自身にはないのです。その判断するのは、申すまでもなくこれは監督する立場にあるわけですから、労働問題でいいますと、雇主と被雇者の関係にある雇主側の立場を代表する人がその認定をするわけであり、あります。ですから、もうこの言葉を持つて来て縛れば、教員の自由といふものはどつちからでも——私がその立場に立つてこの法律を握るならば、教員の団体行動を縛ることは自由にやれます。私にこれを与えますならば……それがおわかりにならぬことではなくて、とほけておいでになるのではなか。笑。それは今まで過去の経歴からいって、そういうことはいえて申しましよう。あなたの時代のときのことを申し上げたがよからうと思ひます。私はきつい経験を持つておるの、これは暴力行為取締規則という法律が、たしかあなたのとくじやなかつたかと思ひるのであります。暴力行為取締規則という法律は、当

時の議会の提案の趣旨を明瞭に見ましても、あるいは討論の際における政府側の答弁を見ましても、一致して言つておることは、これは労働運動であるいは農民運動を取締るものでは断じてない、すなわち刑法でいう脅迫の罪や暴行の罪が規定されておるのに、多量な被装しもしくは多量の威力を背景にして行つた脅迫あるいは暴行の罪は一段と重く刑罰を科するという特別刑罰主義であり、これは労働運動や農民運動といふ、団体行動を伴わなければならぬ、さつちも行動のできない団体、これがややもすると悪用されるおそれがあるが、そういうことはないかといふことを、何回も繰返して尋ねておるの、あります。決してそういう心配は微塵もないといふことを併明しておきながら、実はこの法律ができてからその後、実績を見ればおわかりのように、労働争議に飛び出して来ております。私もこのために六箇月の刑を受けたことがあつたわけであり、そのときの言葉はこうであり、これが法律になつて流れて来て、検察当局がそれを判断して告訴をし、裁判所がこれを判断を加える場合に、たとえば労働組合でありますから、いほ／＼今のよう

に公然たる労働運動の許される時代ではありませんが、争議、労働者の組織団結を維持して行くために、罷業、同僚から脱落して行く者を阻止するため、今で言うならば何でもないピケ、イン及び戸別訪問をやるわけですが、そういうときには、お前仲間に入つていなければいけない、お仲間を裏切ると、支部の大勢の諸君が、あるいは争議団の多数の人が、あるいはひどいになる、おれたちといふ、たちといふ言葉が複数を意味するといふので、暴力行為取締規則にひつかけて、刑罰を受けておる、こういう苦い体験をわれ／＼は持つておるものであります。でありますから、それよりもこの法律はもつと危険なのであります。その危険なことがお気づきにならぬとするならば、大問題でありまして、むしろ逆にお気づきになつて、こういう法案で特殊の行動をする者を取締らうとしておるのではないかとすら、私は疑ひを持つておるものであります。それは疑ひえぬことはあります。なるほど、今日の日本の労働団体のすべてを言うことができないのであります、中には矯激過激なる思想を持ち、あるいは直接行動によつて政権を奪取しようとする意図を持ち、あるいはそういう思想を背景とする人々、団体の中に勢力を扶植し、あわよくば行けば、その団体を牛耳つて目的を達する手段にしようとする動きのあることは、これはもう世界共通の事実であります。しかしこれを法律で縛り制度で縛らうといふ愚もしくは一党独裁をとる国以外には考えられないことでもあります。民主主義の国といふことは、私はそういう愚を繰返すことはおそろしくなからうと思ふので、こういうしつこい質問をいたしておるわけであり、でありますから、もし教育が一部の人のによつてゆがめられておるということが問題になるならば、それはどうして解決すればいいかといふことは、それこそあなたがおつしやるように、おのずから問題は別になるわけであり、あなた

この法律によつて教育の正しい方向を求めるといふことと、これによつて団体行動をするところの教職員の行動を牽制し、もしくは縛ることは別個だとおつしやいましたが、そういう器用なことはできるものでないことを、よもやあなたがわからないで答弁しておると私は思ふのであります。そこであなたのつくりした見解を聞こうと思ふのであります。今教員組合の諸君が労働組合を運営いたしますために、いろいろ議論がなされております。そういうことは十分御調査になつたと思ふのであります。その中には、あるいは其主義を奉ずる人々の意見が議案になり意見になつて出てくるかもしれない。あるいは民主的な意見を持つ人々の主張も多く出てくる。あるいはもつと保守的な立場をとつて、労働運動としては相いれないような見解に基づく議論も出て来る。その中であります。そういう意見が民主的に総合されて、正しい方向を推し進めて行くというものが、今日団体行動であり組織活動であります。もしそのほかに組織活動があるというならば何いたいのであります。すなわち組織活動を行うというものは、組織というものは機械ではありません。意思がある。意思のない組織などというものはありません。でありますから、今日民主主義時代における組織とか団体行動というもののについては、人格が尊重されて来るのであります。その人格は個々の人格ではなくて、総合された人格を意味するのであります。これまで申し上げれば、今と比べておいでにならぬとするならば、私はあなたに教えるほどの立場ではございませんが、こうい

う組織のあり方というものを正しく認識されておられますならば、この第三条の規定と労働運動とが何らの摩擦も起さなければ、それによつて被害をこうむるものでないという御議論をなさるのであります。これは一々労働運動に対する見解についてたまたまなければならぬのであります。そういふことであります。数時間を要するかと思ふのであります。迷惑を避けたらと思ふので、あなたの良識に訴えて御答弁を願つておるわけでありす。全然そういう懸念がないと言ひ切るとするならば、私もこの問題をもう少し掘り下げて討議しなければならぬ。その懸念があるとすれば、この辺に對してどういふ切り切り方を持つてゐるかを答へを聞かなければならぬわけでありす。くだいようでありすが、もう一度その点に對して函にきぬを請へないで率直な意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは私は決してこゝとさらいいかげんなことを申し上げておるのではないのであります。日教組の労働団体としての組合活動というものを制肘するといふ意図は全然ないわけでありす。これはしかし法律の案をごらんくださいればその点はおわかりにならぬはずはないと思ひます。これはどこにも日教組の組合としての組織なり活動に對して制肘を加えておるものではないと思ひます。しかもあなたは非常に純粋に労働組合として考へて労働運動としてのお考えになつておるようでありすが、しかしその点については、たとへば賃上げ闘争にしましてもどういふことでありまして、この法律は何にも関知するところ

ではないのです。日教組が労働組合であるとして、その組合活動に何らの制肘を加えるといふことは意図しておりませんし、またこの法文から見ても、どこからもそれは出て来ないと思ひます。またそういう意図も全然ないのであります。表題にすでに掲げてありますように、ただ教育の政治的な中立性を確保するといふ見地から、これを破壊しようとする行為を對象として取締りの規定を設けておるのであります。ただその場合に誤解が起りますのは、教職員団体を通過して、その組織または活動を通じてといふ言葉をそこに使つておられますので、いかにも組合活動に制肘を加えるといふふうにお考えになるのではないかと思ふのであります。これは教職員団体が現状最も教職員に對して強い影響力を持つておられますので、その場合に限つて、その強い影響力のあるといふそれだけに限つてこういう取締り規定を設けた。すべての場合に通過してこの規定を設けたのでは、場合によつて行き過ぎの場合が非常に起り得ると考へますので、事實上教職員に對して強い影響力を持つておる方法に限つてこれを取締りの對象にしようといふことで、組合の組織または活動という字が出て来たのであります。組合活動自体に對しては何らの制肘を加へるという意図は毛頭ないのであります。

○井堀委員 それでは善意に解釈いたしました。そういう意図がないといふことであります。ならば、法律の欠陥をつかなければならぬと思ひます。こゝで私の氣のついたところだけを申し上げますと、この第三条の適用を受けられる具体的な事実をこゝで、仮定的であります。考へてみるこゝが、いいと思ひます。今ベース・アップの問題が御案内のようにございます。これはもうすでに前国会から續いて来て、一仮定はいけませんから、事実をあげますが、国鉄の労働の問題をあげてみましよう。あるいはその他七現業庁の問題を考へてみましよう。御案内のように、意思決定をするときにはどうしても政党が出て来る。討議できるものでありますから、社会党兩派その他の小会派の人たちが協力をされて、そうして仲裁裁定は一月からという原案に對して少くとも裁定の下つた八月からこれを行使、こういう二つの政党もしくはその他の小会派の意思が働く、それから政府を支持しておるところの自由党は政府案を支持する、こういうことになりまふと、国鉄の従業員にとりましてはたいへんな問題なんです。それは理由がどこにあるにかかわらず、そういう場合に争ひがどう起つて来るかというところは、武器はあります。あなたはその団結とか団体行動というものをどういふふうにお考えになつておるか知りませんが、団結とか団体行動というものの威力がなければ鳥合の衆になるわけでありす。そこで目的を達するための行動が起つて来るわけでありす。政治戦力の問題にもなりまふ。そういう場合にこれが一番先に飛び出すのです。内務大臣をおやりになつたくらいですからわかるでしよ

○大達國務大臣 多分そういう点を御心配になつてゐるのではないかと私は先ほどから考へておつたのですが、それは何にもさしつかえない。この法律には決して關係ない。それは心配なくお願いいたします。

○井堀委員 先ほど私が例をあげましたように、暴力行為等の取締りの法律のときの御答弁と同じことを聞くわけでありす。時代がかわつておるわけでありす。時代がかわつておるわけでありす。初め内務大臣は国民のために奉仕する立場にかわつておられます。内務大臣と今日の文部大臣の地位は非常にかわつておるわけでありす。その辺の切りかえが行われておらないと、私は今の議論は納得してもらえないと思ふ。こゝのところが大事ですから、その点に對する御答弁をもう一回お願いしま

は行き過ぎの場合があるから、これをたえていけば、ある新聞が新聞の論説で、教職員の諸君に望む、学校における教育はかくのごとくならざるべからず、こういう社説を書く、そういう場合でもその内容が特定の政党を支持させる、もしくは反対させるというような内容であり、その書いた人が党勢拡張の目的を持ってやつたような場合には、これもひつかかるおそれがある、それでは実情を無視してあまりに行き過ぎの場合が起り得るから、そこで学校の先生に対して最も強い影響力を持つてゐる教職員の団体——これは必ずしも日教組とは限りません。信濃教育会といいますが、ああいうのを教員過半数をもつてつくつておれば、それは要するに学校の先生に強い影響力を持つてゐるから、そういうものを利用して行われるという場合に限つて、これを取締るということでありまして、組合活動自体に、ことに組合が正常なる組合活動をする場合にそれを取締るなるといふことは、これは全然われわれの考へてゐるところではありません。またこの法律から来るところでもない。先生方が自分の待遇の向上のためいろいろ運動をする、今お話になりましたような多数による運動をする、これは当然だろふと思ひます。それを何も取締るという意味ではない。ただ学校で子供にある特定の政党を支持せよ、こういうことを教えることをやめてもらふ、それをけしかけるのをやめてもらふ。先生自身ではないのですよ。そういうことを先生にけしかけるようなことをするのは不都合だから、それを取締りの対象にして、教室内における政治的教育の中立を確保した

い、こういう意味でありますから、そのところは決して誤解のないように願ひたい。決して組合活動に対して何らの偏見を加へない。ことにこれは組合として当然のことであり、職員団体としてその団体の経済的地位の向上をするという立場からする、いわゆる正常なる組合活動に対しては何らの偏見を加へる意味は毛頭ありませんから、その辺は御了承をいただきたい。○井堀委員 かなり白いものを黒いように聞かせようとしておるやうに聞えてしようがありませんが、それは私のひがみかもしれせん。そこで、第三条に「何人も、教育を利用して、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて」とありますが、なるほど何々政党の宣伝活動をやるといふことは、もちろん今だつてやつていないと思ふ。巧妙にやるといふところが、法律ができて、この点は巧妙にやるといふ言葉が問題になる。それは、さつき私が例を求めましたように、自分の待遇を改善しようとするときには、自分に都合のいいやうな政治勢力の伸長、これは合法的だと思ひますが、その点はどうかお考えになりますか。教員が自分のベース・アップのために自分の政治勢力を扶植して行かう、そのための組織活動をやると、あるいは運動が展開される、これに対する見解を伺つておきたい。○大達國務大臣 その政治勢力というのは、教員自身の政治勢力という意味ですか。——ここにいうのは、政党の政治勢力、むずかしい言葉を使つてありますが、一口に言へば、党勢拡張の

目的を持つ、こういうふうにお説きいただきたい。○井堀委員 政治勢力の伸長というところは、党勢の拡張であるあなたに言ひましたが、党勢拡張と政治勢力の伸長とは違ひます。ここに問題があるのです。政党でもよいのですが、そこで政党の、自由党の宣伝活動じやない、社会党の党勢拡張ではない。しかし、その意図するところのベース・アップの問題、あるいは自分たちの主義主張というものが、帰せずして社会党の政策と一致した場合には、結果から見れば、社会党のために前もって運動をやつておるじやないか。こういう解釈はどういうふうになりますか。○大達國務大臣 今の党勢拡張というのは、平たく申せばそう言へるというのであつて、ここにあまりむずかしい字ばかり使つてあるから、そういうふうな意味でお考えくださればよからう、こういう意味であります。これは法律語ではありませんから、一口に党勢拡張と言つたのであります。そこで、ベース・アップの問題なら問題について、社会党の政策とは一致をしない。社会党と一致する場合もあるし、そのほかの政党も同じことを主張しておる場合もある。従つてその場合には、その目的を持つと同時に、この内容としては特定の政党を支持せしめしめる、反対させる教育、これが行為の内容容であります。それで今申したのは目的であります。行為自体ではない。そういう目的をもつてそういう特定の行為、特定の教育を子供にすることを教唆運動と、実にまわりくどい話であります。先ほどここで申し上げたかどう

か知りませんが、三本建に反対、そのための組合活動というものをいふやうな、これも何らさしつかへない。個々の政党がありまして、政党の政策というものは、そのときの国内の情勢、あるいは関係から打出されるものでありますから、その個々の政策を支持したり反対したりすることが、ただちに特定の政党を支持するとか反対をするといふところには行きません。私は行かぬと思ふ。今日再準備をしてはいとか、悪いとかいうことを言つてみたく、そこで、これがすぐ特定の政党を支持するといふことには、私はならぬと思ふ。そういう意味ではないのであります。ここに結局眼目とすると、これは、特定の政党を支持した後は反対するやうな教育を子供に行ふことを教唆運動する、これが行為の内容容であります。でありますから、今設例のような場合は、一切この法律とは関係のないことでありまして、その点は御心配のないやうに、決して白を黒と言つておるわけではない。○井堀委員 心配をするなということでありまして、私はまったく心配にたえないのであります。というのは、今も答弁が非常にあいまいに聞かせるのであります。あなたは非常につきり言つておられるのですが、われわれにとつては非常にあいまいに聞かせる。というのは、政党の宣伝活動をやつては結果から見ても常識です。ところが結果から見ても宣伝活動と同じ結論が出るかもしれない。その目的を持つておつたかといふかといふことは、一体だれがその意思を見破るのですか。その思想をだれが判定するのですか。今日そういう科学はありません。その

判定はだれがなさつて、どういふ方法でやられるかといふことをお聞きしたい。○大達國務大臣 これは実際の場合における立証の問題であります。各種の刑罰法令において、いわゆる目的の罪として、その一定の目的を犯罪の成立要件としておる例はたくさんあります。従つてこれは立証に非常に困難な場合がありまして、目的の罪であるといふはなかなかつかまらぬといふことはありますけれども、そういう立法例はたくさんあるものであります。それは各個の場合について立証されなければならぬ、かように考えております。○井堀委員 それではもう一歩つたんでお伺ひいたしてみますが、そこでそういうつかまらぬけれども、それでいふ法律についてこんなに輿論を刺激し、関係団体もしくは多くの国民が心配をしてゐるわけでありまして、そういう心配を押し切つて、そういう効果の薄らう、きわめて把握の困難な事態を取締らう、もしくは防止しようといふ法案を出すことは、どういふところにあるかといふことは、この文章に明らかならなつてゐるやうに、あなたが繰返しおつしやつたやうに、私もよくのみ込んでおるわけですが、学校の先生が無邪気な生徒に向つて特定の政党に導くやうなやり方は、これは良識ある人々はこのことと否定すると思ひます。また否定すべきであると思ひます。にもかかわらずそういう傾向があるといふことは事実であります。だからそれを阻止することをこの法律がねらつてゐるやうなものであります。ところがそれがねらいにならない。私はその逆になつてゐると思ふ。なぜかといふと、そういう

意思を持つてゐるのであればうづつるの
です。白紙のものに向つて字を書くの
です。赤の鉛筆を使えば赤と出る
。墨を使えば黒と出る。持つてゐる
のは先生であります。一体だれが監督
するの。一人の先生に一人の監督者
がついていなければ、子供に対して赤
い教育をしたか白い教育をしたかわか
らない。こういうもので判定をした
り、あるいは措置すべきではないとい
うことが、どだい根本にならなければ
ならぬ。民主主義の世の中にあつて
は、国民の良識を引上げて行くといふ
政治活動でなければならぬ。そこで労
働運動と関連して来るわけでありま
す。あなたもたび／＼繰返してゐるよ
うに、労働組合運動の活動は職場を離
れば自由であるわけであります。と
ころがその自由な天地が一番先生の教
育の基礎を養う場所であるといふこと
も否定できない。これはいかに切り離
したくても切り離せない事実でありま
す。そうであるならば、あなたが言う
通りに答弁を真に受けるなら、先生が
どういふイデオロギーを製造しよう
と、そういうことについては関係しま
せん。しかし自分が赤いものを持つて
いて、白を出せなどという無理な注文
をつけることは、私は難題だと思つて
おります。どうしてこの法律でそう
いうことができるか。これは何もこ
ういふところで議論をしなくても、幾
多の生きた事実があります。だからそ
ういふ点ではまづたく目的には合わな
い法律だから、これは大達さん初め吉
田政府としては、ねらうところはどこ
かほかじやないかという考え方が一般
に起つて来ているのも、私だけじやな
いと思つので、その点を明らかにする

義務が政府にはあるし、われ／＼にも
ありますから、くどく伺つてゐるわけ
であります。だからもしあなたが腹に
一物持つておつて、ここで手練手管を
使つて答弁をしようといふことなら、
何回やつても意味がないと思つ。それ
ほど悪意じやないあなたを信用して
ゐるわけであります。今だ／＼具体
的にやつて来たので、あなたも言われ
るやうに、もしそういうものを取締ら
うとするのなら、行き方は別にあるの
じやありませんか。それは今の教員組
合が学校教職員の行き方として適当で
ないといふ輿論の非難もありましょ
う、輿論を無視して労働運動なんか
成長することはないぐらゐのこと、
教員組合の諸君は御存じである。しか
し一部の策動や陰謀といふものは、
これは団体行動をやるべきときにあつて
は——人間社会において刑務所が必要
だといふことはやむを得ぬことであ
ります。それをこういふ立場がかつた
ところから持つて来てやるよりは、教
員自身の自主的な努力にまづといふ法
律に持つて行く方が私は正しいと思
う。だから今の大臣の答弁はどつち
かぬといふことになるのですから、
納得が行かぬので繰返し聞いておるわ
けであります。そこでさつき申し上げ
ましたようにこの法律の「政治的勢力
の伸長」といふ言葉は、あなたが答弁
したこととはまるつきり違ふことであ
ると思つ。これが自由党あるいはその
他の政党の勢力拡張を禁止するといふ
文字でないことは言うまでもない。こ
れは何回も読みますけれども、「政党
その他の政治的団体」です。『その他
の政治的団体』と入れたところに私は
くせものがあると思つ。そしてそれの

「政治的勢力」です。でありますからあ
なたがさつき他の委員に答弁されたよ
うに、日本教職員組合がその政治的活
動をするための手続は、届けを出して
簡単にできるわけですか。そうした場合
にはその他の政治団体といふことにな
るわけですか。そうしたらさつき私が質
問したように教員組合の団体は一方に
は政治活動を意図するために、そうい
う手続をしてその態勢をつくるかもし
れぬ、しかしその主体のありどころと
いふものは、言うまでもなく学校の先
生方の生活を守るための団体であるこ
とは動かぬ事実であります。そうする
とあなたが答弁したように結局干渉し
ないと言つけれども、これが政治団体
の手続をした場合には、ただちにこの
団体に対しておおいにかつて来ること
はいなめない事実ではありませんか。
一方にはそういう政治結社の自由を憲
法で認める、こういう根本的な問題が
ここにあるわけであります。私は時間
を節約する意味で勘どころでお話を伺
つておるのでありますが、あなたが一
貫してそういうことを言おうとすれば
これは別ですけれども、そういうもの
に対する十分な配慮が足りないのか、
あるいはいしかを追う者山を見ずとい
ふきらいがここに出て来ておるのかも
しれません。しかし抜本的な立場からや
はりこういう問題は考えなければなら
ぬと思つので、くどいようですけれ
ども何回もその点を伺つておるわけ
です。

○大達国務大臣 この法律案は、あな
たが今おつしやいましたように、先生
方の自衛にまつて、そうしてこの八条
の二項の精神が維持されることを主眼
としておるのであります。従つて先生
方自身に対して刑罰をもつては臨ま
ないものであります。それは先生自身の
自衛と良識にまかしたいという考え方を
持つておるのであります。そこでただ
その場合に、あなたの言葉をもつてす
れば赤いチョークを使へ／＼というこ
とを先生方に呼びかける、そういう行
為があるとするならば、それは先生方
のじやまになる。先生方が良心に基
いて、自分の責任において良識に訴え
て、自分の責任から返すとい
うことですから、その行為を禁する、
こういう趣旨でありまして、決して教
員自身に対して刑罰をもつて圧迫を加
えるという考え方はないのでありま
す。

それから今の日教組が政治団体とし
て届出をした場合には、当然この日教
組の政治勢力の伸長といふものを目的
とした場合はこの目的のうちに該当す
るではないか、しかもそれはすべて合
法的なものである、それにもかかわら
ずそういうことをするのはどうか。今
日は御存じのように非合法政党とい
うものはありません。政党であらうと
あるいは政治団体であらうとも、非合法
のものは今日ないのであります。ひと
しく憲法にいう結社の自由によつて組
織されておるものであります。それを
非とするわけでは一つもない。共産党
がいけないから、共産党を非とするが
ゆえにこの法律をこしらへたわけでは
ないのです。問題はただ学校の場を通
じて、子供はそのまゝしみ込むもので
すから、子供に特定の政党——これは
非合法であらうと合法であらうとも、
特定の政党といふものの先入観を与え
て、その子供が生長のあかつきに思想
的に、あるいは政治的にこれを方向づ
けるといふことがいけない。これがつ
まり政治の中立性を破るものであるか
ら、それをしたくないといふことであ
りまして、その政党なり政治団体が合
法であるとか、合法でないとかいふこ
とは関係がない。合法政党であつて
も、その子供の頭に片方だけをしみ込
ませるのが困る。ただ教育を守るとい
ふ見地からの立法でありまして、決し
て労働団体に對して、その組織あるいは
活動に對して制肘を加えたり、圧迫を
するといふ気持は毛頭ないのでありま
して、結局腹に一物あつてそういうこ
とを言つておるわけではありませ
ん。ただいまお話になりましたようにこ
れを目的罪としますと、實際において
は該当する立証が非常に困難でありま
す。しかしながらこれは先ほどから申
し上げますやうに、この法律がいやし
くも行き過ぎにならないためにそうい
う配慮をしたわけでありました。決して
何か胸に一物あつて、ねらいをどこか
ほかへつてこの法律をつくつたとい
ふ気持は全然ありませんから、そこは
ひとつ誤解のないやうに願ひたい。
○井堀委員 どうも何回聞いても納得
が行きませんので、まことに残念であ
ります。そこでこの問題は労働問題全
体とも関連が非常に深いといふことだ
けは、今の大臣の答弁です／＼私ど
もの危惧しておる、ことがよりはつきり
して来ましたので、いづれ労働委員会
でもこの問題を議題に供して十分協議
をしますから、その節は出席をしてぜ
ひ御答弁を願ひたいと思つておりま
す。きようは連合審査でありますの
で他の方に迷惑をかけると思ひますか
ら、専門的に関係することはこの程度
にいたします。

はつり合わなくなる。ことに先生がど
ういう教育をするかということは、こ
の法の通りに解釈しますと、文部大臣
としては、この先生がほんとうに公正
な立場で教育をしているかどうかとい

立場に立つわけでありませう。むろん知事は、公選である以上は政党に所属する人もおられます。教育委員会でもやはり同様であります。今日教育委員会に立候補する場合に、政党に所属して

○井堀委員　たいへん長時間がかつて申訳ないのですが、事柄は非常に重宝だと私は思います。というのは、今更で文部大臣から明らかにされた範圍内においても、第一この法律それ自身

それをやろうとすれば、往年の警察官
処罰令や、治安警察法、治安維持法の
ごとく、その政治的な発言をする場所
を規定し、もしくはその規定された以
外の場所ではそういう行為がやれない

番先に起つて来る問題に、多行多難のうちに、
もちよつと触れましたが、今日御案内の
のように、教育が教員だけの団体でその
目的を達することは不可能なことは覺
識であります。できるだけ広い意味で

す。意図することがはのかにわかるからお尋ねをして来たのでありますが、時間の関係もございまして、この問題に触れることは困難だと思ひますが、どうしてもこの問題はやはり明らかにしたいと思ひますので、別な機会に伺いすることにいたします。私は共産主義というものが日本の多数の意思によつて支持されるものに決してならないという前提をもつて質問をしており、つもりであります。でありますから、むしろそういう思想的な危険が教育に持ち込まれるのではないかと、この前提でお尋ねをしたけれども、その点は今明らかにされなかつた、ただいま初めに逆な意見においてさされておりますが、この問題を究明したいというのが私の質問して来た大きな理由なんです。はなはだ残念であります。時間が関係で他日また労働委員会等の御出席の節だしたいと思ひます。これをもちつて私の質問を終ることにいたします。

○辻委員長 黒澤幸一君。

○黒澤委員 あとにたくさん質問通告者がありますので、簡単に文部大臣にお伺いしたいと思ひます。

教育二法案が政府から提案されました、そのためにこの法律案に對して反對の空氣が今日全国的に巻き起つておるのであります。それはただ単に五十万の教職員諸君ばかりではなくて、學者、文化人あるいは言論機關、全国の中央地方の新聞が数頁あると、思ふのであります。この法律案に賛成して新聞は数紙にすぎないといふこともわれ／＼は聞いておるのであります。また先ごろの文部委員会における公聴会におきましても、公述人九

名のうち七名は反對の意見が述べられたといふようなことも聞いております。かように各方面に非常な反對の意見が湧きまゐるおときに、何がゆゑにかような法律を急速に提出しなければならぬのか。私はその点につきましても、文部大臣の文教政策に對する根本的なお考え、理念をお聞きしたいと思ひます。

なお今日急遽そういう法律をつくらなければならぬ具体的な事実があるのかどうか、そういう点を最初にお聞きしたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは必ずしも急遽出したというわけではありませんが、しかしこれは決してものずきに出したわけではありませんが、私どもとしては慎重に検討してこの法律案を提出する必要があると考へたからであります。

○黒澤委員 私がたゞいま御質問いたしました文部大臣の教育行政に對する根本的なお考え、その点に對するお答えがなかつたのであります。この点御答弁願ひたいと思ひますのであります。

○大達國務大臣 教育行政に關する根本的なお考え方というお尋ねは、非常に漠然として返事がいたしにくいのであります。この法律案に關する限り、日本の教育は基本法第八條の二項に示されておるがごとく、嚴重にその政治的中立性が確保せられなければならない、かように考へます。

○黒澤委員 私がたゞいま教育行政に對する文部大臣の根本的なお考えをお聞きいたしましたのは、最近における文部大臣のお考え方が、あるいは民主主義に逆行するやうな、かつての戦時

中のようなお考え方が起つておるのではないかという点を私は懸念するものであります。この点に對して申し上げると、文部大臣は非常にお怒りに上るかもしれませんが、私は率直に申し上げるものであります。文部大臣は戦時中に満州國の總務長官あるいは昭南市の市長あるいは内務大臣、東京市長等をおやりになりまして、追放の身になつたのであります。幸か不幸か追放が解除されました。青天白日になつたといひますが、それでよいでなかつたのか、このことは文部大臣がかつての軍国主義あるいは反動的な立場を清算されて、新しい民主主義の立場に立つて追放の解除をされたことは私は信じてゐるのであります。そのために文部大臣は吉田内閣の民主教育の府でありました。文部大臣に御就任になつたわけでありました。ところが文部大臣に就任して以來の文部大臣の教育行政に對する足跡を顧みますと、民主主義に逆行するやうな行動が見受けられるのであります。たとえば過ぐる法務委員会におきまして、文部大臣は、戦争裁判などつひな発言をされて、戦争裁判は野蠻人のすること、人食い人種の部落のけんかに勝つたか負けしたか、その裁判と同じやうなものであるといふやうなことをお答えになつたのであります。私はこのことは文部大臣も不用意にされたのではないかと思ひます。また、しかしながら議會におきましてかような発言をされたといふことは非常に重大だと考へます。こ

ういふ言葉はいわゆる一般の人、田舎野人といひますか、そういう方でも容易に口にできない言葉だと考へられるのであります。こ

ういふ言葉はいわゆる一般の人、田舎野人といひますか、そういう方でも容易に口にできない言葉だと考へられるのであります。こ

発言は今日世界の各方面に非常な注目を受けておる。私は少くとも一國の文部大臣がかような発言をするのことに對しては、非常に遺憾にたえないのであります。〔本論をやれと呼ぶ者あり〕このことは私は文部大臣としての文教政策、教育に對するやうな重大な關係があると思ひます。かような発言に對しまして文部大臣は現在どういふふうにお考へになつておるか、その点をこの機会にはつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○大達國務大臣 私が非民主的な人間である、こ

ういふことをいふ／＼過去に経歴で御判断になつておるやうであります。経歴だけで私の思想をきめつけられることは迷惑であります。思想調査としてはあまりおそまつ過ぎる。それから私の過去の発言であります。それは私個人として考へておることを率直に聞きたい、こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

られない。内容的に見ましても、少くとも文部大臣が――私があえて文部大臣の過去の経歴を申し上げたことは、そういう経歴を持つておりました。文部大臣は今日、日本の民主教育の長として最も適任でなければならぬにもかかわらず、一方においてはかような発言をいたし、一方においてはかような議論になつておられます。こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

ういふお話をであります。今非常なこれはけしからぬことであるといふお言葉でありました。が、それはその内容がけしからぬといふ意味か、あるいはその言ひ方がもう少し当りさわりのないやうな言ひ方をしたらよからうか、こ

うのでなくて、いわゆる、あのかつての戦争裁判が人食い人種のけんかであるというふうな簡単な考え方、そのものが問題なのである。文部大臣の経歴を見ましても相当の責任の立場にあつたわけであります。そういう人からあの戦争を是認するがとき発言があつたのでありますが、私はあの発言に対して、文部大臣はあれでいいと思つておるのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○大達國務大臣 ああ発言のどこに戦争を是認するという思想がありますか。

○黒澤委員 それでは文部大臣はあの発言に対して何ら反省するところはないうお考えでありますか。

○大達國務大臣 私は無我夢中で言つたではありません。

○黒澤委員 無我夢中で言つたのだないとして、慎重な考慮の上言つたと私は解釈するのでありますが、現在におきましても文部大臣はあの発言に対しては何ら反省はしない、また考える余地はない、あの発言は今日そのまま是認するというように解釈してよろしいかどうか。

○大達國務大臣 戦争裁判については、見る人によつて考えが違ひましよう。私は私の考えを、個人として考えておることを率直に言つたのであつて、それを他人から干渉される理由はありません。

○黒澤委員 それではなお、最後に私は確認したいと思ひますが、文部大臣はあの発言に対して、そのまゝこの席上で再確認されますか、どうですか。

○大達國務大臣 私は、言つたことを取消す必要はないと思ひます。

○黒澤委員 わかりました。たいへんこの教育二法案について、憲法第十條から第四十條にわたつて國民の基本的の權利が規定されてゐるのでありますが、これを見ますと、學問あるいは思想、表現、良心という自由が保障されておられます。それで法の前に國民は平等であることも規定されておられます。政治的、經濟的、社會的關係において差別されないことを保障してゐるのでありますが、國家公務員あるいは地方公務員の諸君は、全體の國の奉仕者である、また公共の福祉の見地から、かつて國家公務員法及び地方公務員法が制定されまして、政治的な自由というものが大幅に制限されたのでありますが、なほ今回の二法案によりまして、教職員の諸君は、より以上の政治的自由を剝奪される結果になるのであります。また教育基本法におきましては、その第八條に政治教育の一條を特に設けまして、政治的教養が教育上に必要なりとして尊重するべき点が規定されておられます。しかるにこの二つの教育關係法案によりまして、これが制定せられますならば、憲法におけるたゞいま申し上げましたところの權利が失われるのではなからうか。また教育基本法の今申し上げました第八條の條項が蹂躪されるのではないかと、そういうふうな考えられるのであります。その点についての大達國務大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 憲法に規定してある自由というものが、一般の公共の福祉の見地からある程度の制限を受けると

いうことは、これは當然であると私は考えます。ただいま述べたことになりまして公務員に關する政治行為の制限につきましては、同様の見地からこれが制限を受けるのであります。この問題は、現に、すべての公務員についてそういう観点から制限の規定があるものであります。いまさら憲法云々の問題ではなからうかと思ひます。ことに、この教育の中立性を確保する法律は、あなたが今おつしやるのとはまつた逆でありまして、八條の二項の精神にのつとつて、それを堅持したいという

氣持からできたものであります。これができたために八條の二項というものがまつたにくずれてしまふということとは、私どもとしては何のことかわからぬのであります。

○黒澤委員 申し上げるまでもなく、日本の憲法は民主憲法であり平和憲法であります。従ひまして、教育もまた民主教育であり平和教育でなければならぬのであります。それでありまして、日本の教職員諸君は、憲法を守つて、平和的な教育、民主的な教育をする。これはこれまた當然であります。それで、義務教育の課程において、將來の日本を担當いたします立場にありまする生徒、児童に對しまして、平和的な民主的な教育をすること、將來の日本の民主國家の完成が約束されると思ひます。具體的にこの点についての質問を申し上げます。ならば、日本の平和的な憲法を守るために、憲法に規定してある戦争放棄や憲法に保障されてゐる國民の自由と權利を守る教育、そういう教育がこの二法律案に抵触するかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○大達國務大臣 非常に大ざつばなおつしやり方でありましたが、この教育の政治的中立の確保に關する法律は、一定の條件を整えて、そうして特定の內容の教育をすることを教唆扇動する者を処罰の對象としておるのであります。あなたの今お話になつたことは、平和教育といひますか、再軍備反對というものが、このいわゆる特定の政黨を支持または反對させる教育という中に入るか入らないかという趣旨のお尋ねだと思ひますが、それだけでは入りません。

○黒澤委員 もう時間がないそうでありまして、あと一点だけお聞きしたいと思ひます。

吉田内閣は申し上げるまでもなく自由党内閣であります。従ひまして、吉田内閣の文教政策はまた自由黨の文教政策であると考えております。大達文部大臣は自由黨員であり、吉田内閣の文部大臣である限りにおきましては、當然自由黨の文教政策を尊重してやつて行くことになると思ひますが、そうしますと教育の中立性というものはどういふことになりますか。

○大達國務大臣 現内閣において自由黨の文教政策を行つておることはお話しになるまでもないことであります。それは教育の中立性とは何の關係もないことであります。決して自由黨を支持するようない教育をする、さういふ政策はとつておりません。

○黒澤委員 これはただいま議題になつておるのと違ひますが、この機会に文部大臣にお伺ひしたいと思ひます。今昭和二十八年年度の年度末になりまして、地方教育委員會におきまして予算の關係等から教職員

の整理がされてゐるところがあるのであります。たとえば宮城縣、福島縣、栃木縣等でやられておるのであります。が、その他でも非常に教員の間に問題になつております。私は栃木縣の實例を申し上げて文部大臣のお考えをお聞きしたいのであります。が、栃木縣におきましては、昨年度より入學児童を入れたまして全體の數で一万六千から一万八千ふえております。ところが、それに対して教員はどうしても最低四百人から増加しなければ通常の教育ができないのであります。この児童がふえておるのに教員をふやさないばかりではなくて、四十歳以上の女子教員に對しまして退職の勧告を今やつております。そのことは半強制的でありまして、非常に問題になつておるのであります。が、そのように女子教員のみに限つて、しかも四十歳以上の者の整理を四十三名からしようとしておられますが、かういふやり方に対して文部大臣は、どういふお考えがあらうか、その御趣意をさるお考えがあらうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○大達國務大臣 今年是非常に小中学校の児童數が増します。その關係からいたしまして、國の予算といたしましては從來の実績から考えまして、約二万人程度の教職員の増加を大體予想して、それに対する予算措置をとつております。しかしこれは地方の財政の關係もあります。また各地方々々においては、今年は何か学校の教員の大體の首切りがあるといふへんな宣傳が行われまして、それで県の予算を極度に締めるといふようなことは、実は私も聞いておるのであります。それに

○委員長 大西正道君

員長代理齋席)

第一類第七号(附属の二)

文部委員会労働委員会連合審査会議録第一号
昭和二十九年三月十七日

一七

された当初といまなお少しもお考えを

われましたように、この法律案が必要

員会労働委員会連合審査會議録第一号

て、もしこの法が実施された場合に

○大達國務大臣　これは公聴会の意見

昭和二十九年三月十七日

○大西(正)委員 今の所信のほどには

呼ぶという場合には、これは院内の多

のでありますが、もしこの法案が――

められたという建前からいかように対

一七

かなんとかいう、そういう気持ちにはならない、こういうことを申し上げたのであります。

○大西(正)委員　それではその問題にそれだけにいたしました、次の中立性の問題でございますが、私は二法案のうちの一つの教育の政治的中立の確保に関する法律案というこの題目がどうもふに落ちない。私の考えを申し上げます、今の政党政治のもとにおきまして、厳密な意味におきましての政治的中立ということは不可能ではないか、私はこういふふうと考えておるのであります。何となれば政党内閣におきましては当然多数党が政権を担当いたします。現在は自由党内閣でございます。これは前発言者も触れましたように、現在の政府が行いますところの文教政策というものの少くとも基本的なものは、与党であるところの自由党のものに、これはよいとか悪いとかいうことを通り越して、理の当然であると私は考える。ところが今の法律案は教育の政治的な中立を保つのである、政党政派、一党一派に左右されないと、このころの教育を行わんとするものである。こういうことなのであります。こういうことは厳密な意味においては不可能なのではないか。これがもし社会党が政権をとれば、社会党の教育政策がそのまま文部省の教育政策として現われて来ることは理の当然であります。そういう一つのロジックの中で政治的な中立ということがはたして自信をもつて主張できましようかどうか。私は真に教育の政治的中立をやろうとすれば、どうしても文部省の機構というものについても相当な変改を加えなければ不可能な

のではないか、こういうふうに考えておる。私の考えるところの教育の政治的中立というのは、この前何かの機会に申し上げましたが、決して右と左のまん中だ。一番こつちに自由党があつて一番向うに共産党があつて、その右側に改進黨があつて、そのこつちに左派社会党があるということになれば、まあ右派社会党はまん中だということになるわけでありますが、こういうことは笑ひ話になりますけれども、そういうものではないのでありますから、当然政治権力から独立して、そういう政治権力の支配に煩わされないという一つの教育の理想に照らして教育の運営をやろうというのが、教育の中立性であらうと思う。そういうふうに考えますと、その思想はやはり教育委員会の制度に現われていると私は思うのであります。地方の政治権力から独立して、一つの住民の意思を教育委員会に結集して、そこで教育の運営をやろうというのでありますから、これは文部省も双手をあげて賛成されるだらうと思います。ところが、この政治権力から独立した自主性のある教育行政の中核であるところの中央の教育行政は、これは決して都道府県の知事とは別個の教育委員会が持たれ、市町村の市町村長とは別個の教育委員会があつて教育の運営をしているのではなくして、国の中央におきましては、これは大蔵文部大臣はいわゆる与党の方なのでありますから、こういう政治権力から独立したものがもしあるとすれば、それは私は当然中央教育委員会とも名づけられるべきものであつて、これはやはり公選によつて、そして政党から自由の立場において教育の中核が握られなければ

ならぬと思うのであります。従つて私は教育の政治的な中立ということを厳密に言ふとすれば、今のこの政党内閣政治のもとにおいては教育の政治的な中立ということは主張できないと思ふ。それは私はそういうことは考えませんと言われても、論理としてそういうことになるのでありますから、この点について、少くともこの法案の名前が教育の政治的な中立の確保に關する法律という以上、これは厳密に検討を加へねばならぬと思うのであります。この問題が根底のように思ひますので、文相の感想とかいうものじやなしに、あえて一つのりくつをこの際述べていただいて、そして今の政党政治のもとにおいても教育の中立性があり得るのだということを論議願ひたい。

○大達國務大臣 政党政治である限り、政局を担当する政党が、その信ずるところに文教政策を推進することは当然であります。大西君は、教育の中立性ということと、教育行政の中立、さらに進んで文教政策の中立、こういう点を、実は失礼ですけども、混同してはおられないかと思ふ。ここにいう教育の中立ということは、学校において先生が子供に教育を受ける教育内容の中立ということを言っているのとは、教育行政とか、文教政策とか、そういうことの中立性ということとを言っているのではない。教育委員にいたしましても、これはなるほど直接選挙によつて出て来る人々であります。しかしこの場合、教育委員の立候補の資格条件として政党に所屬しないという条件は付せられておらぬのであります。でありますから、教育委員の場合であります。それは政治

的な中立性が確保されているということにはならぬと私は思う。またそうなる必要もないと思うのであります。要するに、その地域民衆の総意に基いて教育の運営が行われなければならぬ、その点を法律は期待している。ただ他の何者の支配にも服しない、その意味における教育委員会によつて運営せられる教育行政の自立性ということとは言えまじょう。しかし教育委員そのものが政党员であつてはならないと、いう条件は何もないのであります。でありますから、教育委員会の場合でも、教育行政は、これは教育委員会法に書いてあるように、いかなる不当の政治力にも支配されず、不当の支配に服せず、運営されるのだ、これは直接選挙から来る結果であります。文教政策の問題につきましては、これは当然議會会政治であり、従つて政党政治である限り、それ／＼政局を担当する政党が、国家のため最も必要であると考へる政策を推進することは当然でありまして、文教政策もまたその一環にすぎない。従つてこれが政局を担当することとは当然であつて、いわゆる教育の中立性ということとは別個の問題であります。他日いづれかの政党が出て来て、教育基本法第八条の規定を改正をして、そして教育は自分の方の政党のためにする分にはさしつかえないといつてかえれば、これは別であります。自由党におきましては、この教育の中立性という基本法第八条の精神を堅持したのだ、という意味でこの法律案を出したのであります。この意味において、教育の中立性を堅持するという点は、何も

理論上成り立たないものではない、か
ように考えております。

○大西(正)委員　今の御答弁で私が確かめておきたいのは、今の文相のお考えは、それでは教育行政の中立性はならないということと認められるわけでございと思いますね。お前の言うのは、教育行政と教育の内容とをちゃんぽんにしている、こういうお話であります。ですから、論理的に教育行政の中立性はならない、それは認める、こういう御発言でありますか。

○大達國務大臣　その通りであります。これは國民の意思によつて決定せらるべき国会が各政黨にわかれてゐるわけであります。すなわち、政治なし行政の中立性というものの、つまりいづれの政黨の考えにも片寄らない行政あるいは政治というものが行われるというのではないと思ひます。

○大西(正委員) 文部大臣の御指摘でありますけれども、私は教育行政の政治的中立と、教育内容の政治的中立とちやんぽんにしてはおらないのであります。自分では厳密に区別をつけているのであります。

そこで、教育行政の政治的中立ということについては今申しましたが、教育内容の政治的中立ということとは、結論を申しますれば、いわば是は是とし、非は非とする、また善は善とし、悪は悪とするところのいわゆる批判的な精神の堅持が教育内容における政治的中立だと考えているのであります。これは私の主観ではない。表現は違いますが、かなりあつちこつちで論議された結論もこういうことを言つております。すなわち、教育の一つの真理と正義に根ざして、いかなる

政治権力にも迷わされずここに判断を下す、この自主的な立場、これが教育の内容における政治的中立だと考えるのであります。そこで私はこの教育の内容の政治的中立、すなわちこの政治にも左袒をしないところの批判的立場に立つというこの教育の政治的中立は、やはり教育行政の政治的中立の裏打ちがなければ私は守れないと思うのです。そういう意味におきまして、私は教育の内容の面におきまして、この政治的中立性ということが、今の政党政治の内閣のもとにおきましては、厳密な意味においては困難である。繰返して申しますと、教育行政の面において政治的中立がないところに、その内容の面におきまして政治的中立を守り得るということは、私は論理に多少無理があると考えるのです。従つて私の申し上げたいのは、この点につきまして、この政党政治の内閣におきましては、やはり厳密な意味におけるところの教育の政治的中立の確保ということはいない得ないのではなからうかというのを考えるのですが、この点も一回つづつて所信を承りました。

○大達國務大臣 でありますからして、基本法八条にそのことをはっきりと書いてあるのであります。教育委員会であろうとも、あるいは文部省であろうとも、学校の先生であろうとも、その精神は尊重しなければならぬのであります。これに違反する、あるいはそれをこわすような場合があり得る、これは私も認めます。あり得ればこそ、こういう法律を出さなければならぬ、こういうことになるのであります。

○大西(正)委員 今の大臣の論は、教育基本法に基き、その他教育の既存の法律規則に基き、こういうことである、まずけれども、私がここで憂えるのは、前からのいろいろの委員の発言にもありましたが、この法律の内容をそれ自体が非常に抽象的であつて、どのようにも解釈され、適用される、こういう内容のものであります。従つて今言つたような意味でむしろこの適用が問題なんです。やはりその適用の上に重大な影響を持つのは教育行政の實力を握つておるものであり、それは当然ひいては政党であるということに結論づけられましよう。

〔相川文部委員長代理退席、辻文部委員長着席〕

ここに私は懸念があるわけなんです。あります。時間の関係でこれ以上お尋ねすることはできませんので、もう一つだけお尋ねをしておきます。

公務員は憲法に規定されておるところの基本的な人権というものにある程度の制限、拘束が加えられておるのであります。これは公務員法制定の當時にも憲法違反ではないかという論議が繰返され、いまなおこの問題は解決を見ていないように思つております。しかしながら公務員にはこのような基本的な人権に対しての拘束を加える反面に、たとえば給与の問題等におきましては、いわゆる人事院の制度を設けまして、その勧告を出すことにおいて、いわゆる団結権その他の基本的な権利の行使して、そして政府との実力の争いの上においてもものを解決する、という方向でなくして、合理的な科学的な一つの建前の上にこの身分を保障してあるのであります。公共企業体の従業員

の諸君に対しまして、公企労法の適用によりまして争議権は制限されておる。その反対給付をいたしまして、この人たちに對してはいわゆる仲裁裁定の制度が与えられておるのです。このように基本的権利と拘束し、制限する反面に、当然その要求を満たすべきところの保護措置が講じられておるのであります。こういう建前から今回の教員の政治活動の制限は、従来の公務員の上にさらに嚴重なる制限、拘束を加えておるのであります。これ自体が憲法に規定したところの基本的な人権を侵害するものであるという論議は、私はここではもちろんいたしません。それはにかわるべきものとしていかなる保護措置をして、そして教員のとえれば経済的な要求その他の希望を平和的に達成する保障をしようとしているのか、この点を私はお聞きしたいのであります。非難委員は教師の団結権の問題から論じられたのであります。私はそういうことは別個に、やはりこの基本的な人権を拘束された者に対してどのような保護措置を講じておるのか、これが並行しなければならぬ、この職員にとつては、お前たちは仕事が大だから、こういうこともしてはいかぬとか、ああいうこともしてはいかぬとか、こういう危険があるからこういう法律を用意するのだということ、それがんじがらめに縛つて、しかも彼らには何らこれを守つてやるといふ法の根拠がないのであります。これは文部大臣としても十分お考えにならなければならぬことだと思つておりました。この問題についてどのように考えられるのか、考えるのじやなしに、こういうものを出すのなら、当然この教員

を一般の公務員以上に安んじて職務に従事せしめることのできる条件を確保してやらなければならぬと思う。この点についての構想をお聞きしたいと思います。

○大達國務大臣 これは教員には限りませんが、公務員について政治行為の制限をされるということは、その相当する公務の性質から来る問題でありまして、従つて制限をするから別に恩典を講じて保護をする、こういう筋合いのものではないと思つておられます。そうして公務員がその経済的な利益を向上させるためにする各種の保護といふものは、そういう自由といふものです。これはこの特例法では別に制限を加えてはいないものであります。従つてこれを國家公務員並にするから、別にその方では何か理め合せをしなければならぬのじやないか、こういう御論旨であります。私はさういふに思いません。

○大西(正)委員 この前の答弁にもそれは関係はないとおつしやつた。しかし一つの義務を課せられる、権利義務は表裏関係である。これは別個の問題であるから、それは考える必要はないというところは、まことにもつてこれは大達文相の従来のお考えからいへば、私はあまりにも冷たいと思う。そういう考えがないと言われるのに対して、私はこれを今ここで理論的に反駁するだけの資料を持ち合わせておりませんけれども、しかし一般の教員がこれだけがんじがらめにさせられて、そしてあれだけの低い労働条件というものを押しつけられると、これはこの法案が通りましてから、教員を志望する者はなくなるのじやないかと思つておられます。これもかまわぬ、自由意思だ、こういう

ふうに言われるかもしれませんが、こういうことに考え及びますれば、私はこれは文教政策の最高責任者として十分にお考えにならないで、それとこれは別だといふお考えは、きょう今限り文相に反省を願いたいと思つておられます。これは何かもう少し将来に見通しを持たせるようなあたたい発言をされることを私は特に希望いたしまして、私の質問を終ります。

○大達國務大臣 私は筋道を申し上げたつもりであります。現に國家公務員といふものもいわゆる官公吏といふ組合をつくつております。國家公務員並になつたからといつて、当然それと関連のない措置を別に講じなければならぬ、こういうことは私は理論上成り立つたのであります。これは冷たいとかあたたいとかいふ問題ではありません。

○辻委員長 中原健次君。

○中原委員 時間の制限がありますから、極力省略いたしまして、二、三の質問を申し上げます。ちやうど今たまたま大西委員の御質問に関連しまして、いわゆる経済的な利益を守るものの可否、要不要の問題について御議論がありました。この教育公務員特例法の一部改正の方を見て参りますと、二十一条のくだりであります。この二項の点に「前項の規定によりその例によるものとされる國家公務員法第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第二百二条第一項の例によるものとす。」「この二項の項目があるわけ。しかし人事院規則の規定に、因あるいは公の機関で決定した政策に対してその政策の実施を妨害すること、そのよう

なことはできない、こういう項目があると思ひます。それをこの中にはらんでおるやうに何うのでありますか、この点に關してどう御解釈であられるのか、まずこれを伺ひます。

○總務府委員 たいはい仰せになりました人事院規則の解釈でございますが、国の機関の決定した政策の実施を妨害するというは、政治的目的として規定されております。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、その目的をもつて次に規定されております政治的行為をなすことができない。こういうことに相なつております。

○中原委員 今私が指摘申し上げましたのは人事院規則の五項の第六号に記載されてある部分であります。これは国のあるいは公の機関の決定した方針、そうなりますと、たとえば労働政策が機関で決定される、その労働政策がたまたま給与問題に対して一定の低

いわくがはめられるというやうなことが起つた場合に、その低賃金の政策を申し立てあるいはそれを解消せしめあるいはむしろこれを有利に改善せしめるといふやうなことを當然期待するわけでありませう。そういう動きをする

とはもちろん許されないと、そういう行為を起すことはすべて許されないと、こういうことになるのではないかと、思ふのですが、この点はどうか。

○總務府委員 たいはい申し上げましたように、この人事院規則の第五項でございますが、これをお読み願ひますと、こういう政治的目的を持つて次の第六項の政治的行為をやつてはいけない、こういうこととあります。それで今お話を国の機関の決定した政策の

実施妨害というものの解釈でございませうけれども、これは国の機関でございませうから、国会、内閣その他の機関が正式に決定いたしました政策に対して、その実施の妨害をする。これはこの人事院規則の人事院の運用方針というものがございまして、それに基いて運用されておりますが、その運用方針によりまして、実施の妨害といふのは有形無形の威力を用いてその実施をやめさせる、実現を妨げる、こういうことに相なつております。従ひまして今お話のありましたやうな目的のいふやうな要求をするというやうな目的のいふやうなやりませうことは、これは大体これに當らない、かように考えております。有形無形の威力をもつて実現を妨げる、そういう目的のいふやうな行為をする、それが許されないと、かように考えております。

○中原委員 御解釈は一応拝聴いたしました。しかしその解釈といふのは、実は非常にむづかしいと思ひます。たまたまそういう国あるいは公の機関が方針として打出しました、それらの事項についてそれを快く受諾することはできないし、それに従ふことは忍びがたい、こういう条件はことに給与問題等に関してはあつたわけでございます。

最近のいろ／＼な事例から考えまして、も、なるべくだけ安んじ給与がまんをさせる、こういう方針は言つてはあつたわけでございます。従つて教職員の皆さんがそれにたがふ、何らかの方法で、これを拒否するあるいはこれを改善せよといふことのためにしかるべき行為を起し、あるいはいろ／＼な行動が伴つて起つて参りました場合に、これが国の政策の実施を妨げる行為である、こういう解釈はしつ／＼起るおそれのある事柄だと私も思ふのでございませう。従つてこれをたゞいまの御説明のやうに明確に、そのやうな場合にたゞいま私が規定いたしましたやうなそういう行為はこれに該當せないと、いふことをとりきめられたにいたしまして、この実施の場面に直面いたしましたら、そのやうな面からい

ばしは不当な混乱が起つて来る、こういうことが氣づかわれるわけでありませう。同時にこのことはもつと大きい見地から考えますと、大臣が先ほどからしきりに生活権の問題あるいは従つて給与の問題等について触れておいでになりましたけれども、この二つの改正並びに立法は、直言的に申し上げますと、結局生活の改善維持等についてはいささかも触れておられないどころか、むしろそれを妨げるやうな一つの立法措置に不幸にしてこれがなつておる。こういうことになつたことをその面からだけでも見てとることができるわけでありませう。これに關して大臣も一度この問題に対しての私の氣づかいはまつた無用であるかどうかお触れを願ひたい。

○大連國務大臣 先ほどさうな問題には触れないはずであるといふことを申し上げましたのは、先ほどの質問が政治的中立の確保に關する法律、これについてなされたので、この第二の法律案といふものを中心として申し上げたのであります。従つていゝゆる特例法の一部改正といふことになりませうと、たゞいまお述べになりました国の機関また公の機関において決定した政策の実施を妨害するといふ目的を

もつて、これは第五項であります。第六項の政治的行為の規定、第六項に掲げてある各般の行為をするといふことが禁止されております。従つてこの待遇改善等の問題につきまして、これに該當する限りにおいて全然無関係とは私も思つておりませう。先ほど申し上げましたのは質問が中立性確保といふ問題についての御質問でありましたから、これは全然無関係ない。しかしこの政治的行為の制限といふことになれば、たゞいま申し上げましたやうな場合に政府でなされた政策の実施を妨害するといふ形で行われる政治行為、それを目的として行われる政治行為のうちにはこれに抵触する場合が生ずる、こゝろ思ひます。

○中原委員 その点につきましてはまだ議論が尽きておりませうけれども、時間がございませうのでいづれか極めて近い機会にそういう場面をお与え願ひたいと思つております。従つて話を先に進めまして、何はともあれこのやうなきわめて不満足な、いやむしろなはだ違憲的な内容を盛り込んだ二つの法律案について、私も一番鋭く感じますのは、主眼は何と申しまして

も学校教職員諸君を対象とし、あるいは学校教職員諸君に働きかけをするであらうと予想されるいろ／＼な勢力を織り込むわけでありませう、この動きに対して刑罰的な威嚇が絶えずつきまとうておる。従つてこの法の規定するどの部分にももつと抵触するならたゞちに刑の処分が發動するであらう、こゝろいふことがいゝば威嚇として控えておるわけです。こゝろいふ備えをもつてに学校教職員諸君の身辺を絶えず重圧するといふか、そゝろいつた關係をこれに

織り込んで行くといふことは、少くとも學問の自由あるいは基本的な人權を確保してある現憲法下におきましては、憲法の主要なる部分に抵触する立法措置である、こゝろいふことになるやうに思われるのであります。こゝろいふ点について大連大臣はどのようにお考えになられておるか承りたい。

○大連國務大臣 私はこれらの法律案が學問研究の自由あるいは思想の自由といふものを束縛する、それに対して圧迫を加えるといふことにはないと思つておるのであります。これは大體教育のことであります。これは大體教育の諸君にいろ／＼の講演をしたり、話をしたりされる學者の人たちが、自分で學問の研究をして、またいかなる思想を持つておられても、これは自由であります。ただ相手のあることであります。こゝろいふ考え方を子供に教えるのだといふことになれば、これは無制限にそれを自由なりとして主張すべき筋合いのものではない。ただ自分が學問として研究し、また自分が思想としてこゝろいふ考え方を持つておる、この点について何ら触れるところはないのであります。またそれを他人に発表いたしましたとしても、もちろんこれは自由であります。ただ教育の場において、義務教育諸学校の生徒、児童にこの考え方を教へ込まなければいけません、こゝろいふことをもし主張されるならば、その点においてこれは規制されます。規制されますけれども、これは、いわゆる思想、學術の自由といふ範疇に入るべき筋合のものではないといふやうに考えております。

○中原委員 最近しばしば新聞が伝え、かつ実情を耳にいたしております

え、かつ実情を耳にいたしております

○大達國務大臣 最近國營の方面にお
きまして、教員を対象としての思想調
査をしておるといふことがしきりと
言われております。これは少くとも文
部省に關する限りはさうなことは絶
對にありません。またわれ／＼さう
な調査をするような手段を持たぬの
であります。先ほど申し上げたかと思
ひますが、文部省としては現在學校に

させたところが、さような事實は警察官としてやつたことはない。但しだれか交番に来て、こういうカバンを拾いました、こう言つて遺失物として届け出た人があつた。それで預かつておつたとところがすぐ間もなく別の人が子供を連れて来て、この子供がカバンを落しましたから返してくれと言つて来た。そこで警察官は遺失物を渡す場合の通例として、中に何が入つておりましたかといふことを聞いて、それが合うから返した。また立川地区においてはそのほか学校の子供が、だれかわからぬがバツジをつけた二、三の人からカバンを見せろと言われたという事例があるが、警察の関知するところではない、こゝういふような説明がありません。これはいらぬことを申し上げましたが、私どもとしては責任者の言明を信ずるほかはないのでありまして、はたして警察官が末端において思想調査をしたかせぬかといふことは、これは私どもとしては斷言はできませんけれども、少くとも国警本部あるいは国警隊長の方針として教職員を対象としての思想調査をしたといふ事實はないといふことは、これは責任者の言明を信ずるほかはない。文部省としてはさやうな事實は全然ありません。そこでこの法律施行の結果として、しばしば／＼さういふ事態が起るのでないかといふふうなお尋ねでありますが、さやうな事態が絶無であるとは言われません。しかしこれは学校の先生といふものを直接対象としておる法律ではないのであります、いわゆる教唆煽動ということであります。そしてさやうな事實があつた場合には教育委員会が請求をしてそこで初めて司直の手が動く、こ

うい建前をとつておりますので、今世間で心配されておるような事態、これがために、学校の中を警察官がうろつくというような事態を生ずるとは私は思わぬのであります。

○中原委員 時間がないのでありますから、これで終了します。大体文部省の立場においての御解明としては、さもあるべきかと思いますが、しかし問題は、やはり過去の長い歴史の経験からも出て参りますように、こういう立材料ともなるわけでありまして、さういふ關係から警察権が、しばしば、こういう問題を通して必要以上に動いて来るということとは、想像にかたくないわけでありまして、なおこの処罰の請求の問題を通じて考えますと、この処罰を請求する機関、教育委員会その他の場合、きわめて公正な立場で構成されるとは限らぬのであります。こうなりまして、しばしば、正常なる人間の思想的な成長とか、さういふものをむしろ忌みきらつて、言いかえれば、反動的な要素としてさういふ機関が構成されて行くという危険は多分にあるわけでありまして、不幸にしてさういふような機関ができて参りますと、必要以上、この機関が処罰請求のためにいろいろな行動を起すであらうということとは、想像にかたくないわけでありまして、これらの諸点も十分考えなければならぬことでありまして、同時にこれらの諸条件を通して想像されますところは、いまだここであらたまつた議論も必要でないほどに、もはや国民の大多數の見解、あるいは進歩的な人の見解から申しますと、政府のどのの

るいは基本的な人權、あるいは學問の自由を踏みにじりながら、教育の反動性を強化することに役立つ、こういう効用を持つに至るであらう。いや、すでにそういうものを内容としておる、これは否定すべからざる一つの事実として、すでに具体的にしばしば立証されておるところなのであります。従つて文部省当局とせられては、強引に教職員を対象とするものではないというふうな言葉や説明を通してこれを合理化される努力をやめられるのがほんとうではないか。むしろ今日の憲法をどのようにに守るか、いわゆる不斷の努力を払いながら、今日の憲法を生かして行こうとする、その方に御努力を集中されるのが本来の使命ではないかと、いうふうに考えるわけであります。従つてこの二つの法律案に關しましては、私も、私どもといたしましては、またもちろん文部委員会の方におかれてもそうであらうと考えますが、今日の國民のいろ／＼な背景的なこれに対する反響の声を通して考えましても、やはり法律を決定しようとする機關におるだけ、この問題はもつと慎重に論議し、深く検討してこの問題の結論を出すべきである、こういうふうに考えるわけであります。本日不幸にして時間がございませぬので私の質問は終わりますが、必ず近い機会に労働委員会へ御苦勞願つて、労働委員会としても、ことにこれは基本的な人權の問題でありますし、同時に關係教職員の生活權の問題に深い根を持つておりますだけに、この問題に關するわれ／＼の疑問点、あるいは見解を十分討議し、政府当局の

体であるという断定を下す根拠は一体どこにあるかというのを伺いたい。

○大達國務大臣 私日教組が労働団体である、その面を持つておると存じます。但し同時にまたきわめて強い政治的偏向を示しておる、これも争うべからざる事実であつて、これは日教組の掲げておる主張、その持つていゝるいゝる資料によつて立証し得るところであると思ひます。

○島上委員 今日日本の労働組合で、政治的偏向とおつしやいましたが、政治的な色彩を持たない労働組合が一体あるかどうか。そのいわゆる政治的傾向というものについてはそれ／＼の違いがあると思ひますが、政治的な色彩を持たない労働組合というものは無いと思ひます。労働組合が政治的な色彩を持つてどうか、あるいはそれがより濃厚になるか、あるいは稀薄になるかということは、そのときの客観的な条件によつてきまることであつて、好き好んで、個人の主観でもつてそうなるものではないと思ひます。今日総評を初め、総評に加盟しない組合も、あるいは総同盟も、中立組合も、いかなる組合といへども政治的色彩を持たない組合はないと思ひます。日教組が政治的色彩を持つていゝるがゆゑに、特に政治的傾向であると断定して非難される理由はないと思ひます。これは文部大臣の日教組以外の労働組合に対する理解なり認識なりが足らない結果さうなつておるのではないかと申す。この点に關して、ここに労働省の中西労働局長がおりますから、労働局長に、今日日本に總評、総同盟等いわゆる代表的な団体、こういうもので政治的な傾向を帯びない労働組合があるかどうか——そ

れが今日の条件のもとにおいては私どもは当然だと考えますが、これに対する御見解を承りたい。

○中西政府委員 仰せのごとく、上部団体におきましては、大体何らかの点においてさういつた傾向を認めます。ただ中立組合なり下部の単組に行つて個々に見ましたときには、はたして政治的な偏向を持つておるかどうかというところ、大多数のものはやはり労働組合としての本来の動きを示している。それが結果されて企業組合になり、さらに総評、さういつた上部団体になりますれば、さういふ偏向を持つておると考へております。

○島上委員 さういふ偏向という言葉を使つておりますが、私は偏向という言葉は要当ではないと思ひます。さういふ傾向です。これは大きな全国的な組織あるいは連合団体組織になれば政治的傾向、政治的な主張を持たないで労働組合本来の目的を達することができない状況に今日あると思ひます。さういふ点、その色彩が濃過ぎるか、あるいはあなたが今言われる偏向という言葉に該当する団体が、二あるといふことは言えるかも知れませんけれども、全体としては政治的な色彩を持つていゝることは、政治的傾向といふふうには解釈すべきではないと思ひます。これは政治的な傾向とか政治的色彩といふことは言えるかも知れませんが、その点に對してもう一ぺん御見解を承りたいと思ひます。

つておるのであります。それが従か、従以上のものになるかによつて、傾向が偏向かといふことにもなるかと思ひます。言葉の使いようでございませうけれども、政治的なものに従つて持つておるといふことは、上部団体においては認められます。

○島上委員 そこで文部大臣にお伺いしたいのです。この二つの法律は、私どもの解するところによれば、教員組合が自分たちの労働条件、賃金その他の改善のために活動するといふ地方公務員法五十二條の職員団体の組織のところを保障されているその権限、並びに憲法二十八條の勤労者の団結の権限といふものを封殺するものではないかという危険を感じておるわけですか。その点に對しては先ほどきかめて御都合のよい回答をしておりましたが、もう一ぺんそのことに對するお考えを承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 決して自分の方に特別都合のいい回答をしたわけではないので、この確保に關する法律案といふものが何ゆゑに経路団体としての日教組の活動を抑え、抑圧することになるか、さういふことは私は理解することができないのであります。これは法文の上からごらんになつていただきたいと思ひます。

とも、それがいいとか悪いとかいふことを申したのではない。ほとんど政治団体と同一に見るべき、場合によつては政党とまじらわしい政治集団である、さういふことを言つたのであります。これは日教組の資料について言つたのであります。試みにこの資料を申し上げますと、第十回の定期大会議案三十一ページ、三十二ページ、これは日教組の教育情報から資料をとつたものであります。これに斗争の目標といふものがある。平和と独立を守る斗争、この斗いは日教組のあらゆる斗争を貫く最高方針であり、日本の完全独立と平和獲得のために全力をあげて闘進しようとするものである。あらゆる斗争を貫く最高方針であると言つていゝる。そして一、再軍備、徴兵に反對する、二、平和憲法改正に反對する、三、全面講和をかちとる、講和条約の改正、安保条約、行政協定破棄の闘いを闘う、四、アジア貿易と國際友好關係の促進、五、平和運動等を積極的に展開する、さうしてこの平和運動といううちに、教師として平和運動を進め、父兄大衆のうちに平和運動のオルグとなる、さういふことがある。これは日教組自身の資料であります。そこで私どもは、日教組がこの斗争の目標としてあらゆる斗争を貫く最高方針であるといふことを言つておる、これをかれこれ言つておるのではない。私どもは一番問題にするのは、平和運動を積極的に展開するその平和運動の一翼として、その一環として、教師として平和教育を進め、父兄大衆の中に平和運動のオルグとなる、これを重視して

おるのであります。その他これに類する資料は幾らでもあります。

○島上委員 ただいま読み上げた日教組の方針のよしあしについては大いに議論のあるところであり、ここで議論をしておるひまはありませんが、私が指摘したいのは、教育公務員特例法の一部を改正する法律案で「地方公務員法第三十六條の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例によつて」すなわち教員は政治活動に關しては国家公務員法の百二條並びにこれに關連してつくられておる人事院規則によつて縛られることにならうと思ひます。この各項目は時間がありまけんから特に指摘いたしません。これによつて縛られるといふことになりますれば、少くとも今までのやうな日教組の活動ができなくなる、さういふことを私どもは心配せざるを得ないわけですが。日教組の方針のよしあしの議論は別として、今までのやうな教員組合の活動ができなくなるという私どもの心配に對して、さうであるかないかを、つきりと御回答を願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 日教組は事実において——ただいまこれは一例として申し上げたのであります。さういふ政治斗争というものに没頭する場合において、今度の特例法の改正の結果、その日教組の内部で仕事をしておられる教職員の身分を持つた人々のうちに、人事院規則に抵触するものがあり得ると思ひます。

○辻委員長 島上君、もう一問だけにしてください。

○島上委員 時間がだん／＼しわ寄せになつて來てゐるのです。答弁い

によつては、もう一問が二、三問になるかも知れません。

○辻委員長 私の方では積極的に御注意申し上げたい。直接自主的に御調整いただいておりますから、どうかひとつその点をお含みください。

○島上委員 教育基本法の第八条を正確に読み上げますと、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ」と、こういう言葉があるわけですが、そこで今度の三つの二項にやはり同様の言葉がありまして、「良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要限度をこえて、云々」ということがございますが、この「必要限度」ということは一体具体的にどういふことをさすのか。――

これで一問と言われると困るから、もう少し私の質問をさらにつけ加えますが、たとえば私も考えるには、この「良識ある公民たるに必要な政治的教養」の中には――現在憲法の九十九条にこういふことがございます。憲法尊重の義務、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、こういうことがございます。

この法文には公務員まで書いておりますが、私もこの精神からしますれば、この法文に列挙してある公務員ばかりでなく、国民もまたこの憲法を尊重し擁護する義務と言わねえでもそういう必要があるのではないかと思ふのです。この「良識ある公民たるに必要な政治的教養」の中に、現在憲法として存在している憲法はこれを尊重し、擁護しなければならぬものであるということを教えることが必要ではないか、こういうふうに考えるべきではないか。

ないか、こういうふうに考えるのです。それからたとえば、このたとえが適切であるかどうかは知りませんが、教員が、こういう政治的教養を与える公民教育の際に、今新聞にきいておられる汚職や疑獄の問題について質問をされるということになれば、少くとも汚職、疑獄の事実及びそのよつて来る原因等について率直に生徒に教えるということなども、私は「良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要限度を越えた事柄ではないか」とも、この私に解釈いたしますが、その点に對してどのようにお考えになつておられるか。

○大達國務大臣 その通りです。

○島上委員 その私が引例をいたした第三条第一項に「特定の政党等を支持せしめ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせんと動してはならない」ということがありますが、これは今言いましたような現在存在する憲法を守り、尊重しなければならぬ、あるいは疑獄問題でもその他の問題でも先生がその通り教えたために、その結果として、現在の憲法はアメリカからもたらした憲法だからやめちまえというようなことを主張する政党の勢力を減退させることになるという場合が、大いにあり得ると思ふのです。疑獄問題でもそうだと思うのです、これに関連してある責任ある政党の勢力が結果として減退するということがあり得ると思ふ。その場合には、一体この第三条の「特定の政党等を支持せしめ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせんと動してはならない」といふ項目に該当するかどうか。「良識

ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要限度」でやつた教育が、そういうことになつたら、この前条に該当するかどうかを伺いたい。

○大達國務大臣 それは教育の内容で、減退させるとか何とかがいふのは教唆、煽動する人の目的とするところでありまして、そういう減退する結果になつたから、あるいは伸長する結果になつたから、諷つてその教育はいわゆる偏向教育である、こういう意味ではありません。今お話になりましたようなことは、学校の先生が教えてさしつかえありません。

○辻委員長 日野吉夫君。

○日野委員 大分時間がたつておりますので、文部大臣に、三点簡単に御質問申し上げます。

教育の中立性保持に對する二法案が出ておられるわけですが、教育の中立性を保持するために刑罰をもつて臨むこの法律に對しては、われ／＼簡単に賛成をするわけには参らぬのであります。これはきわめて知能的で、い。もつといふ方法があるのじやないか。教育の特殊性、教育界という一つの世界から見ますと、この刑罰は死であり、致命傷であるはずであります。

インソップ物語に、池のはたで子供が石投げをしておる。池の中には無数のかえるが泳いでいるが、当ればこれは死であるか、致命傷である、そこでかえるが代表をあげてやめてくれという申入れをする話を思ひ出すのであります。が、まさにこういう法律をつくられることが教育者の諸君にとつては死であり、致命傷であらう。その審議が長時間談笑の間に進められておるのであります。この間仙石で福島事件の判決官

渡しのとき陪席の判事が笑つたというので大分問題を起しておるのであります。が、笑ひ得ない一つの問題じやないか。この問題の審議にあつたつて、まず文部大臣の心境を聞いておきたい。愉快な気持ちでやつておられるか、事ここに至つてこうしなければならぬ、憂鬱な遺憾な気持ちでやつていられるのか、非常にたくましく意欲をもつてこの法案をどうしても通さなければならぬという、さつき言明がありましたけれども、い。ろ／＼あらゆる角度から審議を進めて参つておりますので、その過程に感ずるところがあつて、若干この法の緩和を考へておられるというのか、われ／＼は撤回してほしいと思ふ、せめて刑罰の削除あるいは軽減、こうした点も考へてほしいと思ふますが、文部大臣のこれらに對する心境をまず承つて次の二、三の質問をしてみたい、こう思ひます。

○大達國務大臣 私は法律案を提出するに至つたことにつきまして、決して愉快であるとは思つておりません。ただあなたは今おつしやつたように、池の中にかわずが一ぱいおるほど、日本の学校教育というものは偏向教育が瀰漫しておると思ひます。一石を投ずればどこかかわずが当るとは思ひませんが、い。はたしてあなたに言われたような実情であるとすれば、これはたいへんなことであると思ひます。この規定を緩和するところの騒ぎではありません。

○日野委員 ただいまの答弁で、そういう事態でないと言われておりますけれども、この法律は必要限度を越えたものを処罰する、こう言つていきますが、必要限度というものは、どこにも明確に、例示的にもあるいは成文的にもこうした具体的な事実を規定したものではない。従つて先刻も文部大臣が言われておるように、目的罪であつてこれは非常に立証困難だということはずでに認められておるようであります。そうなるこの内容がきわめて不明確であるから、主観的な要素が加わつて来ることは必定であります。しかも先刻文部大臣は重大な言明をしておるわけですが、教育行政の中立性がな、い。こう言つておられるが、もしこの言明をあくまで主張されるならば、この法律というものは非常に政治的な考慮を加えられる危険な法律になる。それは池の中のかえると同様な運命に置かれて、ひとり教員組合だけでなく、教員組合と共同斗争をやつた労働組合等も教唆煽動、こうしたものでひつかけるおそれが出て来る。日教組のことについてはし／＼言明されておりますけれども、私は井堀君がさつき指摘されましたように、この法律が指すところ、例の暴力行為等処罰令と同様に、組合が取締りの対象にされる危険性を十分に持つておる。われ／＼も何回か、こうした目にあつていふことを考へるとぞつとするのであります。主観的な要素が加えられる可能性が十分にあることを大臣はどうお考えになつておられるか。教育行政の中立性がないという言明をさらに重ねてなされる勇氣がおりますかどうか、この二点をお伺ひいたします。

○大達國務大臣 非常にあいまいな字句を使つてあるからどうにでも解釈できるという意味の論旨でありましたが、良識ある公民たるに必要な政治的教養の限度を越えたような教育をただちに

も明確に、例示的にもあるいは成文的にもこうした具体的な事実を規定したものではない。従つて先刻も文部大臣が言われておるように、目的罪であつてこれは非常に立証困難だということはずでに認められておるようであります。そうなるこの内容がきわめて不明確であるから、主観的な要素が加わつて来ることは必定であります。しかも先刻文部大臣は重大な言明をしておるわけですが、教育行政の中立性がな、い。こう言つておられるが、もしこの言明をあくまで主張されるならば、この法律というものは非常に政治的な考慮を加えられる危険な法律になる。それは池の中のかえると同様な運命に置かれて、ひとり教員組合だけでなく、教員組合と共同斗争をやつた労働組合等も教唆煽動、こうしたものでひつかけるおそれが出て来る。日教組のことについてはし／＼言明されておりますけれども、私は井堀君がさつき指摘されましたように、この法律が指すところ、例の暴力行為等処罰令と同様に、組合が取締りの対象にされる危険性を十分に持つておる。われ／＼も何回か、こうした目にあつていふことを考へるとぞつとするのであります。主観的な要素が加えられる可能性が十分にあることを大臣はどうお考えになつておられるか。教育行政の中立性がないという言明をさらに重ねてなされる勇氣がおりますかどうか、この二点をお伺ひいたします。

どうするということではありません。これはその先に書いてあります「特定の政党を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育」これが教育の内容であります。前の方はその限度を越えてしまったと書いてあるだけで、限度を越えたらみんないけないのだ、こういう規定はなっております。従つて教唆、扇動の対象になる行為は、できるだけのつきりとこの法律に書いてあるはずであります。ですからその辺をよく読んでいただきたいと思ひます。

なお政治的中立が侵されている事例があるということをお断言するか。私はあると思ひます。ただあなたがおつしやるように、池の中にかわすが一ぱいいるほど瀾漫しているとは思ひませぬ。しかしある。私はさような認識に立つてこの法律案を提出するに至つたのであります。

○日野委員 今の教育行政の中立性の問題であります。さらにもう一度はつきりと承つておきます。この事案が今のような問題であるならば、おそろくばくは罪になる者はきわめて少いと思ひます。大臣もそう言われている。そう考えるならば、今の刑法の精神は疑わしき者は罰せずという建前をとつておりますから、起訴されても相当無罪者が出来る。従つて国会が決定した有田諸問題と同様に、国会、政府の意思に反して、裁判所から違つた解釈の判定が出て来る。もしこれに政治的考慮を加はらざる限りにおいてそういう事態になると思ひますが、そうなれば非常に多くの被疑者を出して、遂にきわめて少い有罪者になる。こういう結果になるのじやないかと思ひます。この法律が

非常に歪曲されやすい、拡張されやすいということ、従つて多くの被疑者を出す法律になり、政治的に利用されるおそれがないかという点を考えるのであります。こういう点について文部大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○緒方政府委員 これは教育の内容の問題でもございまして、その刑罰の内容につきましてもきわめて厳密に解釈しなければならぬということ、私は私どもも十分考へておる次第でございます。いやくも質疑のようなことが起らぬようにという配慮からいたしまして、御承知のように第五條に請求権をきめまして、その請求権者の請求をまつて初めて罪を論ずるという規定をここに入れてあります。この請求があつて初めて検察官が取上げまして、これをさばいて行く。あとは検察官あるいは裁判によつて決するわけであります。決してほかの者の恣意によつてこの犯罪がきまるといふことではないわけでございます。これはほかの犯罪も同様であります。同じような取扱ひになつてこれがきまつて行く、かようなことになりまして。

○日野委員 ただいまの答弁では政令で定めるということになつていまし、政令の内容がわかりません。いかなることを政令で定められるか、大体予定があるかと思ひますので、それはあとで伺ひたいと思ひます。

もう一つ心配されるのは、この法律では犯罪が拡張されて解釈され、被疑者を多く出すばかりじやなく、つくれるおそれがある。職員間の感情的な対立、あるいは校長とか教育委員が気に食わぬやつをやつつけろということ

になつて、犯罪がつくられるおそれがある。こういうことに対してどういふお考えを持っておられるか。

それに関連してさつきから思想調査の問題等も起つておりますが、そういうことも起り得る。従つて学園に警察等の侵入の事実等も現われて来るおそれがある、こういうことについて何かこれを防止する等の規定を政令にでも盛り入れるつもりか。この法案自体にはそうした規定がないので、これに対する考えを承つておきたい。

○緒方政府委員 ただいま犯罪が拡張解釈され、またいろいろつくられるようなおそれがあつたはしないか、こういうお話でございまして、請求権者は請求するだけでございまして、この判断はまた検察官なり裁判所がするわけでありまして。従ひましてむしろほかの一般の犯罪と違ひまして、これは一種の親告罪でございまして、一段の段階がそこに設けられてゐるわけでありまして。今お話のようなことは全然逆じやないか。なお政令でどういふことをきめるかというお話でございまして、これは御承知のように労働関係調整法において、例の打ち争ひの場合にその罰則の罪を論じます場合に、労働委員会の請求をまつてやることになつております。あの場合に比べられると同じような手続を政令できめたい、大体同じような趣旨のことをきめたいと考えております。

○日野委員 時間が大分迫つておりますから、二点だけ伺ひたいと思ひますが、こうした犯罪で教唆、扇動という問題が起つて参りますと、本人が無罪になつて、教唆とか扇動をした者が有罪になるような危険もあると考へら

れるが、この点に対する見解はどうか。

もう一つ裁判中の被疑者の身分関係がどうなるか。普通は有罪になれば処分しなければならぬでしようが、学校教員のような場合、被疑者として取調べ中便々として教壇に立つてゐるというふうなことは、事実上教育界の特殊事情から考へられないのでありまして、こういう関係はどうなるのか。何かこれらの問題に対して考慮が払われているのかどうか。こうした点を伺ひたい。

○緒方政府委員 本法におきましては、教唆、扇動をする者を処罰するのことでございまして、その教唆、扇動を受けた教員は処罰の対象になつておりません。つまり教唆、扇動を独立犯として立ててゐるのでございまして。従ひまして今お尋ねのような教唆、扇動だけが罪になると思ひます。

それからその被疑者の身分の関係でございますが、これは一般の公務員法の原則によつて取扱ふことになつてゐます。

○日野委員 その点は私も考へるのであります。何か特別の規定を設けなければ有罪になる可能性が少い、たくさん出た被疑者がそれこそ嫌疑を受けただけで、さつきの池の中のかえりのように、そのまま失職であり、しかも職業の自由を持たないこれらの諸君が、ただちに路頭に迷うというような危険が十分にある、これらの救済をやはり一応考へておかなければならぬじやないか、こういう点、あと時間の関係もありまして、労働委員会等でおさつきの残りもありまして、もつと検討してみたいと思ひますのであります。

が、その点に何か考慮があれば承つて質問を終わります。

○緒方政府委員 繰返して申し上げますが、本法におきましては、片寄つた教育をやれということ、その法律にきめておられますような条件をもちまして、教員を外部から教壇に立つてゐるものを取締りまして、そして学校の先生をその教壇から守つて行こうというの、この趣旨でございまして。従ひまして、今お話のように嫌疑を受けてどうこうということ、この法律の關係から起つて参りません。先生そのものは処罰の対象にならぬのでございまして、そういうように御了承願ひいたします。

○辻委員 本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十二分散会

昭和二十九年三月二十三日印刷

昭和二十九年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局